

府中市障害福祉計画（第 5 期）・府中市障害児福祉計画策定 のためのアンケート調査報告

1 障害者福祉団体調査概要

（1）調査対象

市内の障害者福祉団体（当事者団体・家族会） 11 団体

（2）調査方法

電子メールまたは郵送配付—電子メールまたは郵送回収（督促状 1 回送付）

（3）調査時期

平成 29 年 8 月 10 日～8 月 28 日

（4）回収率

発送・配付数	回収数 (回収率)	有効回収数 (有効回収率)
11	11 (100%)	11 (100%)

2 障害福祉サービス事業所等調査概要

（1）調査対象

市内の障害福祉サービス事業所等 169 か所

※ 実施サービスごとに無作為抽出。複数のサービスを実施している場合には、重複して対象になっている場合もある。

（2）調査方法

電子メールまたは郵送配付—電子メールまたは郵送回収（督促状 1 回送付）

（3）調査時期

平成 29 年 8 月 10 日～8 月 28 日

（4）回収率

発送・配付数	回収数 (回収率)	有効回収数 (有効回収率)
169	116 (68.6%)	116 (68.6%)

3 障害者福祉団体調査結果

1 活動状況

(1) 会員数・運営に携わっている人数（問2）

会員数は平均 74.5 人となっている。運営に携わっている人数は平均 12 人となっている。

(2) 活動拠点の有無（問3）

活動拠点の有無は、8 団体が決まっていると回答している。具体的な場所としては、市内の施設が多いが、賃貸事務所、会長自宅、医療機関と回答している団体がそれぞれ 1 団体ずつあった。

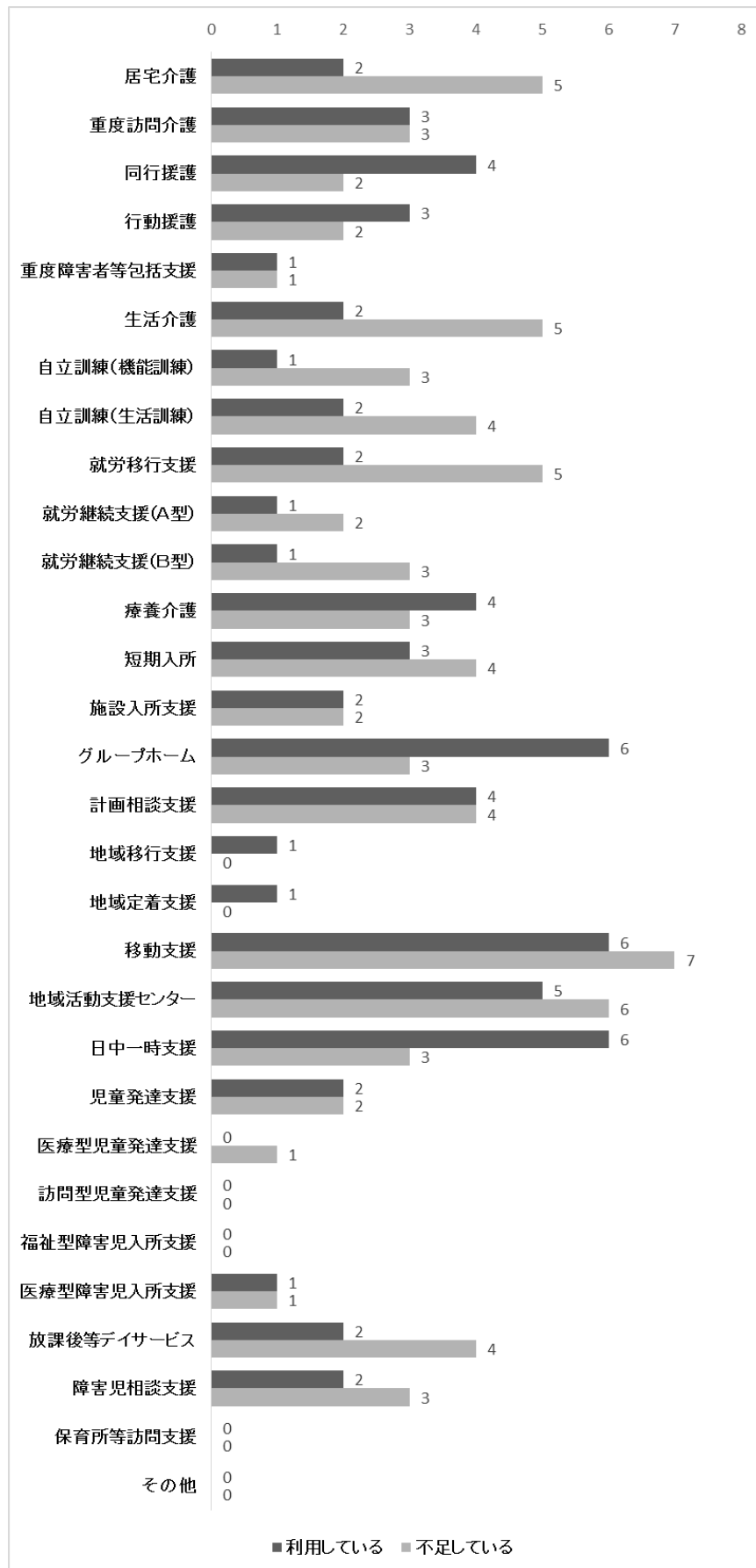
(3) 運営経費の収集方法（問4）

(N=11)	最も多いもの		2番目		3番目	
	団体数	割合(%)	団体数	割合(%)	団体数	割合(%)
市からの補助金	4	36.4	7	63.6	0	0.0
市以外からの補助金	0	0.0	0	0.0	2	18.2
寄付金	1	9.1	0	0.0	3	27.3
会員からの会費	6	54.5	4	36.4	1	9.1
事業収入	0	0.0	0	0.0	1	9.1
その他	0	0.0	0	0.0	3	27.3
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(4) 活動するうえで困っていること（問5）

(N=11)	団体数	割合(%)
事業の企画	2	18.2
運営方法	2	18.2
活動場所の確保	4	36.4
会員の意識	2	18.2
後継者問題	10	90.9
社会の認識	5	45.5
ネットワークづくり	3	27.3
行政支援	4	36.4
財政的支援	6	54.5
人的支援	5	45.5
特に問題はない	0	0.0
その他	5	45.5
無回答	0	0.0

2 福祉サービスの利用（問6・問7）



3 相談支援体制（問8）

<具体的な意見>

【府中市身体障害者福祉協会】

- ・相談窓口の連携強化を図る。
- ・苦情相談の充実。
- ・利用者の立場に立った相談体制の充実。

【府中市肢体不自由児者父母の会】

- ・市内や近郊のサービス提供事業所の情報提供や利用にあたっての調整を的確にできる相談員の確保。
- ・サービス等利用計画作成の際には、本人と関係機関の担当者が一堂に会する支援会議を必ず行うようにしてほしい。
- ・身近なところで一般相談ができるとよいと思う。

【府中市精神障害者を守る家族会】

- ・ひきこもりになっている当事者が現状から抜け出て、社会参加に向かうために役に立つ相談支援が足りません（そのために必要な福祉制度が、現行の総合支援法には乏しいためでもあります）。
- ・ひきこもり当事者を抱えている家族に対する効果的な相談窓口がありません（これも現行制度によるものです）。このようなケースに対する訪問相談が必要です。そのためには、国の制度改革が必要です。
- ・保護者のいない障害者の相談では、府中市が責任をもって本人の暮らしを保護するための体制を整える必要があります。
- ・当事者と家族の悩みを傾聴する機能が必要です。

【府中市聴覚障害者協会】

- ・手話通訳者を常に配置し、円滑にコミュニケーションが出来るようにして欲しい。

【府中自閉症児・者親の会】

相談したいことがあっても、どこに相談に行ったらいいか分からない。計画相談支援のところに行けば、一人ひとりの相談に的確で具体的な相談に乗っていただけで、解決できるような体制にしてほしい。

【府中市パーキンソン病友の会（のぞみ会）】

障害者福祉についての情報については、市役所に出向いて担当者の方に個人相談するケースがほとんどですが、障害者にとっては、様々な情報が自宅にいて、スムーズに共有化が図れるようなシステムがあるとありがたいです。現在の府中市 HP は、情報を得るために非常に時間を費やしてしまいます。情報が箱の

中にたくさん詰め込まれているだけで、それを活用する側の立場になって編集されていないように感じます。市民、障害者の立場で検索システムによる関連ワード検索などで、簡単に希望する情報が得られるような工夫が必要なのではないでしょうか。また、障害者にとって「移動する」ということが難しい人たちがいる中で、定期的な情報交換会に市から出張していただき、情報提供や相談についてお話いただけると会全体に反映できる体制となるのではないのでしょうか。

【府中視覚障害者福祉協会】

- ・障害を持つ親が、子育てをするような際に、障害者福祉課と子育て支援課の間で相談先が堂々巡りになってしまうようなことがある。縦割りの弊害を取り除いた相談体制をとっていただきたい。
- ・福祉サービス提供事業者とのマッチングや、トラブル解消などへの仲介を丁寧に行ってほしい。

【府中進行性筋萎縮症協会】

障害者が生活していく上で何が困っていて何が必要なのか、まずはニーズを把握することが大事である。それは障害によって異なる内容と、共通する内容があるため、それぞれを把握して適切な支援やサービスを提供してほしい。現在は相談がある場合、家族がケースワーカーに相談に行くが、親亡き後を考えると定期的に問題がないか電話や訪問で在宅での生活をチェックしたり、在宅からメールなどで相談が出来るような体制を作してほしい。

【府中市発達障がい児親の会「虹色てんとう虫」】

まず、他の自治体と大きく違うところは、発達支援センターがないという事です。他の自治体には、独立して発達支援センターがあります。障害者福祉センター内にあるという事で相談に行くハードルを上げてしまっています。自治体によっては市役所に発達課を設置しているところもあります。取り組み方の意欲差を感じてしまいます。

発達支援センターがある事により、支援が途切れ途切れにならずに、子どもの成長と相談を継続していけますので、ぜひ作って頂きたいと思います。

【中途失聴・難聴者「つばさの会」府中】

- ・現在、東京都には「聞こえ」の相談所がありませんが、地域で専門の相談員をおいてほしい。
- ・補聴器相談については、自分に合った補聴器がわからない方もいると思う。

4 地域の支援体制のあり方（問9）

<具体的な意見>

【府中市身体障害者福祉協会】

- ・生活困窮者の自立相談の充実
- ・就労支援事業の実施
- ・居住確保給付金の支給

【府中市肢体不自由児者父母の会】

・グループホームという形が増えていますが、地域の理解を得られないケースもまだまだあると聞きます。グループホームをつくる際には地域住民への十分な説明と対話を。できた後には積極的な交流で理解を深めていく必要がさらにあると感じます。

・「親亡き後」の生活を考えると今のグループホームでは厳しいものがあるので、医療体制の整った入所施設は絶対に必要だと思います。またグループホームと医療機関の連携体制がとれるようになれば、かなりの人が地域での生活が可能になると思います。

・緊急時に対応できるショートステイや相談支援体制。

・市民協働の取り組みに積極的に参加することが重要だと思うので、それを可能にする体制をつくること（障害当事者の意欲が前提となりますが、参加したいと思った時に、それを支える人的支援や環境の整備が必要と考えます）。

【府中市精神障害者を守る家族会】

・就労支援の他に、人間関係の改善のためのコミュニケーション技術支援が必要です。

・自分の障害の受容や自信の回復、情緒的・精神的安定のための心理的支援を提供する場が必要です。

・情緒的・精神的安定のための芸術創作活動・スポーツを経験できる場が必要です。

・当事者だけが集まり、交流や学習、当事者団体活動を行えるように支援することが必要です。

・地域住民へのサービスを、高齢者有料ボランティアと当事者を構成メンバーとする協同組合を設立して地域住民へのサービスを請け負う、などの方法を検討してほしい。

【府中市聴覚障害者協会】

個人情報により、支援できる方が限られているし、またどこからどこまで把握できるか心配。情報保障が必要なので、個人情報があるため、それ以上に手厚く支援ができない。これらを解決できるように考えて欲しい。

【府中自閉症児・者親の会】

充実させて、誰もが必要な支援を受けられるようにしてほしい。

例：ガイドヘルパー事業所に問い合わせると、今はいっぱいでは応じられないという返事があり、利用できないことなど。

【府中市パーキンソン病友の会（のぞみ会）】

ひと口に地域支援という括らず、障害者側と行政側、地域の三つが一体となって取り組むことの明確化が必要です。それらの三つが同じレベルでの意見統一があってはじめて地域共生社会が成り立つと考えます。現状は、情報発信が様々なところから個別に発信されており、情報格差が生じています。既存のシステムから脱し、全く新しい別の障害者でも情報を手軽に共有できるシステムを構築することが急務と感じます。

【府中視覚障害者福祉協会】

- ・障害当事者やその家族などに向けての、市民協働への参画意識を高めてゆく呼びかけや、啓発事業。
- ・障害者も健常者も一般市民として同じように生活しているということを、啓発してゆくランドマークの設置。
- ・多様性を許容できるまちづくり（ダイバーシティマネジメント）の視点を取り入れてゆく。

【府中進行性筋萎縮症協会】

ヘルパーの時間数の確保と自治会や民生委員など地域でのネットワーク作りをしていく中で地域の支援体制を作っていく。医的ケアが必要なため、医療や保健も含めたネットワーク作りが大事となる。

【府中市発達障がい児親の会「虹色てんとう虫」】

市内にもできつつありますが、今後も就労移行支援を充実させて欲しいと思います。

就労移行を意識した内容の中高生向けの放課後デイサービス等も他の地域にはできつつあります。市内にもできたらいいなと思っています。

中高生対象のところや、療育内容に力を入れているところは、送迎の体制を取っていません。現在市内に設立予定の放課後デイサービスには送迎をお願いしているようですが、かえってそういった内容が特化したデイができづらいのでは？と危惧しています。内容次第では、送迎なしでも利用者は納得します。

また、不登校になっている子の居場所が欲しいと思います。多様な学び方を「選べる」府中市であって欲しいと思います。

東京都ではまだ整備されていませんが、他県では全校に配置済みの、i P a dの導入を検討して欲しいと思います。LDの子の学習には不可欠であるというのは言わずもがなですが、普通の子達でもi P a dで感覚的に学ぶ方が得意な子

達は多いです。今、発達障がい児が苦しんでいる、教室での困難のアレコレが i P a d の導入で解決するのは。外国人の子たちの助けにもなると思います。すでに導入されているところはたくさんあるので、視察してみてください。まずは幼稚園や小・中学校がインクルーシブな体制を取って欲しいです。それが後に障害に理解のある地域を作っていくことに繋がると思うからです。身近に障害児がいた事があれば、身構えないですよ。知らないから線をひいてしまうのではないのでしょうか？特別支援学校や特別支援級もあって欲しいのですが、「選べる」環境が欲しいです。

障がい関係なく中高生が集まれる場があると良いと思います。

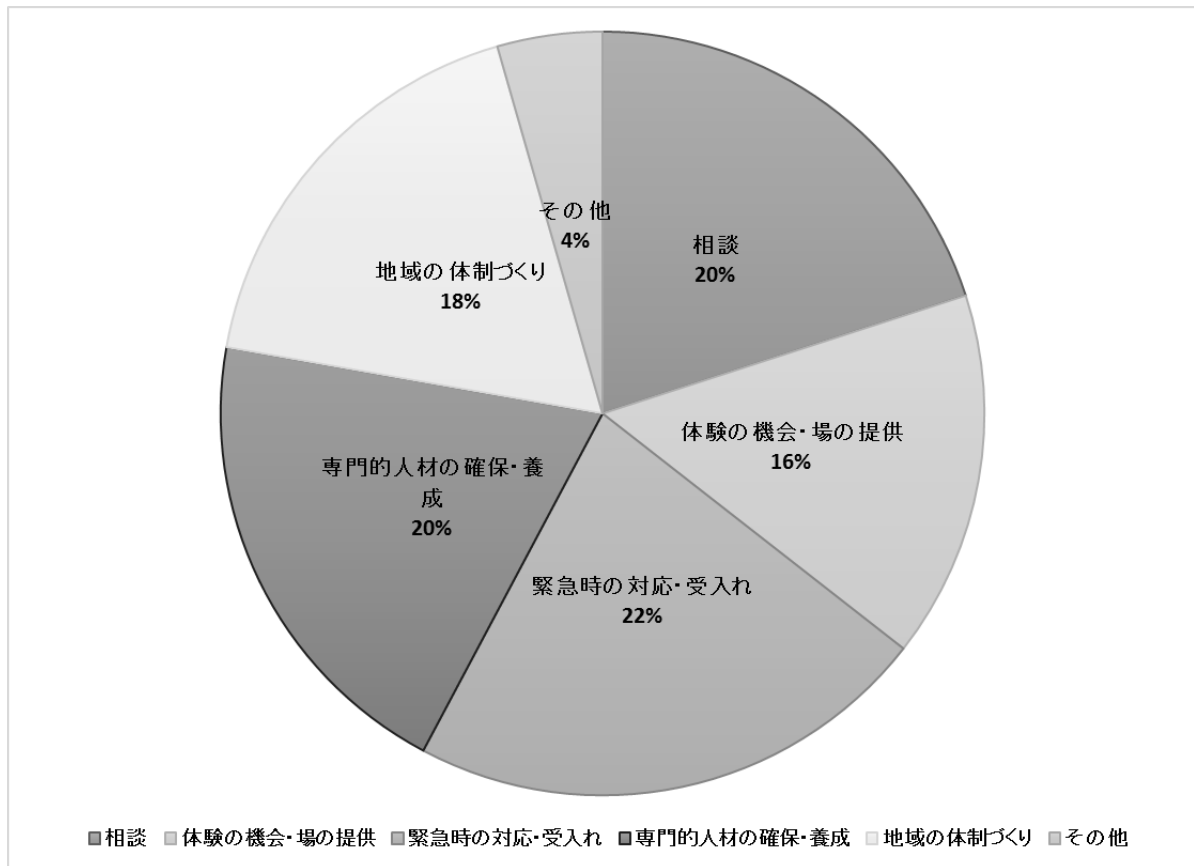
流行の雑誌が揃った図書館や「静かにしましょう」と書いてない、気兼ねなくおしゃべりできる場所、バンドの練習ができるスタジオ、ダンスの練習ができる鏡のついたスタジオ、外にはスケートができるスペース、バスケのができるスペース。高校生が配信するインターネットラジオ番組。自由に集まった場所に、お助けマンとしてスキルを持った大人が関わっていくのが良いと思います。例えば、市内で活動しているバンドが講師として講座を開催したり、写真撮影講座、色々考えられると思います。顔見知りの大人を中高生に増やす事ができると思います。

学校では居場所や仲間ができない子が趣味を通じて仲間ができたり、もしかしたら有名になって府中市を活性化させてくれるグループができるかもしれませんよ。

【中途失聴・難聴者「つばさの会」府中】

- ・災害の時、臨時避難場所等の情報は音声によるお知らせばかりで聞こえない人は利用できずに困った経験があります。文字による情報と支援をお願いします。
- ・避難訓練で難聴者として参加した経験がないです。聴覚障害者でも、ろう者と難聴者では対応の方法が違いますので、手話通訳者、要約筆記者を含めた訓練の実施をお願いしたい。
- ・一人暮らし高齢者の見守りの充実をお願いしたい。
- ・事故等で電車が止まった時、聞こえないとなぜ止まったか情報入手しにくいいため、簡単な情報と復旧はいつなのか？電光掲示板にお知らせしてほしい。
- ・聞こえない人も社会参加できるように、講座などで手話通訳や要約筆記の情報保障の充実を。
- ・通訳者派遣の範囲の拡大。⇒趣味についての派遣は認められていないが、趣味を持つことで高齢者も元気に暮らせる。

5 地域生活支援拠点に必要な機能（問10）



6 災害時の支援（問 1 1）

＜具体的な意見＞

【府中市身体障害者福祉協会】

- ・災害時要援護者の名簿を基に避難行動要支援者名簿の対象者や運用方法の検討を進める。
- ・防災マップの充実。

【府中市肢体不自由児者父母の会】

- ・役員は会員名簿を所持しており、余力がある状態なら、安否確認や必要な支援物資の聞き取りなど協力できると思われる。
- ・中間サイズの紙おむつなど支援物資が届くまでの間、融通しあえる。
- ・避難所での障害者への配慮事項などをアドバイスできる。

【府中市精神障害者を守る家族会】

いこいの部屋や相談事業の利用者、会員や近隣住民から救助の要請があれば、事務所の建物の状況や役員の都合の許す限り、事務所への避難、事務所の設備の利用、様々な緊急相談などに対応することを考えています。

【府中市聴覚障害者協会】

情報保障の確保

- ・視覚的に情報を伝える努力を。（避難所など）
- ・手話通訳者の配置
- ・コミュニケーションレベルの手話ができる方の養成

【府中自閉症児・者親の会】

会員の安否情報の確認。会員への情報伝達。

【府中市パーキンソン病友の会（のぞみ会）】

同じ障害と一口に言っても色々な方がいます。その為、当会グループが他の障害者にどのような援助、活動ができるかは不透明な部分が大半を占めています。当会で可能性が高いと思われることは、常に行政、地域の住民が災害発生時に取るべき行動手順、ルールを共有する事が最重要と考えます。それを前提にした場合、我々グループで支援可能範囲は避難先での被災者と行政の中間の位置にて被災者の要望を中継する事。その為には定期的に行政がリードし関係各位のレベルあわせが重要と考えます。我々グループは参加拒みません。

【府中視覚障害者福祉協会】

災害発生時には、団体として障害当事者に向けて共助としてできることはほとんどないと思うが、防災対策として、各自の防災意識を高めてゆくために、生活

域の災害リスクを学習したり、備蓄や、防災用品など備えが必要であるということ、呼びかけてゆこうと思う。

また、地域自主防災連絡会などとも普段から防災意識を共有してゆきたいと思っている。

危機管理課や、市民協働推進課、および、社会福祉課など関係各課と情報の共有を希望する。

【府中進行性筋萎縮症協会】

避難場所に行けない人の為にバリアフリーの自宅を少人数であれば開放出来る。
(その際は避難場所以外への災害物資の調達が必要。)

【府中市発達障がい児親の会「虹色てんとう虫」】

発達障がい児は手帳をもらっていない子も多いので、把握し辛いかと思います。虹色てんとう虫のメーリングリストを活用して、行政からの障がい児への発信をお手伝いする事ができます。災害時困っている障がい児からの連絡を受け、その情報を繋ぐ事に役立てるかと思います。

【中途失聴・難聴者「つばさの会」府中】

- ・会員の安否確認
- ・当団体は「聞こえの」障害ですが、自由に移動ができる会員も多い。車いす利用の方々など移動の協力ができる。
- ・炊き出しなどの協力。

7 障害者差別解消法について差別事例や配慮事例など（問12）

<具体的な意見>

【府中市身体障害者福祉協会】

平成28年4月に障害者差別解消法が動き出した今、障害者が行けず・進めず・選べず・入れず・参加できず等という状態をなくすることが重要です。それには、やはり「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮」と「社会的障壁」に徹底的に取り組むことであると思います。

【府中市肢体不自由児者父母の会】

○差別事例

- ・普通学校に通う児童・生徒が使用する教室について配慮を求めたが、受け入れてもらえなかった。
- ・市内の開業医で受診しようとしたら、断られた。

○配慮事例

- ・競馬場の花火大会で、車いすでも鑑賞できるようにスペースの確保や誘導など細部にわたって配慮していただいている。
- ・くらやみ祭りで車いすでも安全に見物できるよう、準備の段階から検討していただいている。
- ・一般の開業医（耳鼻科）で車いすのまま診察してくれる。
- ・プラッツの多目的トイレにおむつ替えの大型ベッドを設置した（当初の計画では設置予定がなかった）

【府中市精神障害者を守る家族会】

当会につながっている家族が抱えている精神障害者は、長期間にわたる「ひきこもり」状態の方が多い。そのため、社会との接点がなく、差別を受けたと感じる機会がないと思われる。しかし、ひきこもりになる前に、辛い経験をたくさん重ねてきている。その経験のなかに、精神障害に対する社会の根深い偏見、差別があまりにもたくさんあったと思われる。それを調べてまとめるのはたいへんな作業である。

【府中市聴覚障害者協会】

○差別事例

- ・タクシーの乗車拒否。
- ・自動車教習所のろう者の受講拒否。

○配慮不足

- ・タクシー会社との連絡がスムーズにいかない（FAX）。
- ・日常生活用具の申請に結構な時間がかかる。

【府中自閉症児・者親の会】

府中市では聞いていませんが、他市の事例を回答します。

○配慮事例

・地域の公立中学校で、入学前に個別支援計画で保護者面談があり、小学校時同じクラスで相性の良くない2人の生徒さんと別クラスにしてほしいと要望。結果、別クラスになり、今はストレスも少なくなったようで、家でも家族に当り散らすこともなくなり、穏やかになった。

・学力調査において、合理的配慮として、別室受験、答案用紙の拡大、終了10分間の延長などの提案があった。いつもの学校のテスト形式や雰囲気が違うため、お子さんが嫌がり、結果1時間遅れで別室受験した。

【府中市パーキンソン病友の会（のぞみ会）】

○差別事例

・乗り物の中、道路歩行中に於いて何とか頑張って足を踏ん張って姿勢を正そうと努力しているのに、半ば興味本位で眺める人がいる。

・先日歩いていたらスマホを眺めながら歩いている人と体が触れました。そして私に向かって睨みの行動を取りました。行政と警察共同で罰則も含めた緊急対策が望まれます。自転車は特に急を要します。

・交通機関では、障害者と介護者の2名で切符を購入する際、各機関でそれぞれの決りごとがあるようですが、ある公共交通機関では、回数券と自動販売機で購入した券を同じ時に利用することができなかったようで、改札の際に、駅員が切符を見て怪訝そうな顔で、あちこち電話をしている様子が伺えたが、どうやら確認のため上司に連絡を取るために、15分程ただその改札で待たされました。その間体調が悪くなったにも関わらず、気にも留めず、電話をしており、ようやく自身が納得したようで、淡々とその理由を告げられ、今回は特別に降車駅でわかるようにしておくのでとのことだった。わからずに利用したことだが、まったく配慮もなく、まるで悪者を捕まえてやるくらいの勢いで、とても不快な思いをしました。

【府中視覚障害者福祉協会】

○差別事例

一般の母子手帳は、無償で交付されるにもかかわらず、視覚障害者向けの点字母子手帳の交付にあたり、全額自己負担で購入しなければならないこと。

・過剰な配慮（差別の一つの形である）

子どもの保育園の運動会で、父兄参加の競技（綱引き）に参加しようとしたら、危険だからと参加を断られた。自分でできるかどうかは、自ら判断できる。また、子どもにとっては保育園での最後の運動会であり、親としての子どもへの思いを無視された気持ちになった。別の保育園では、むしろ参加することを歓迎されたこともある。＝民間保育園

○配慮事例

学校で配布される学年だよりやお知らせなどのプリントを全盲の親に向けて、メールで配信をするようにしている。ただし、時々滞ることもある。

○配慮不足

ル・シーニュの入り口に向かい、点字ブロックに沿って玄関の前に行くと、「御用の方は、こちらを押してください」と、点字で書かれたインターフォンのボタンがあるが、(1階と2階)それを押すと、防災センターにつながり、「不要不急のことでないのに呼び出ししないでくれ!」と、怒られてしまった。

点字で「御用の方は、こちらを…」と、書かれていれば、館内を案内する係員が出てきてくれるものと思ってしまう。誤解を招くような表示はやめていただきたい。

○その他

視覚障害には、全盲だけでなく、「見えにくい」という、弱視(ロービジョン)も多く存在している。白杖を持った弱視者が、杖先で障害物を探る前にその障害物をよけて歩いたり、スマホの画面を見ていたりすると、周囲から疑念の眼を向けられてしまうという事例も多い。「見えにくい」という、ロービジョンという状態の視覚障害についてさらなる認識の向上が必要である。

【府中進行性筋萎縮症協会】

○配慮不足

・大学に関して、別室受験、受験時の時間延長対応や施設設備のバリアフリー化は進んでいるが、出来る範囲での努力義務になっている部分が多く、大学生活が始まると人的には十分な配慮がない。ヘルパーは大学での介助が認められていないため、家族が対応しているが、家族の体調や事情で付き添いが出来ない時に大学に通えない状況が起こってしまった。

・交通機関を使って外出した際、乗り換え時に駅で案内をしてくれるが対応の待ち時間がかなりあり、乗換に30分以上かかってしまった。

【府中市発達障がい児親の会「虹色てんとう虫」】

○差別事例

一番多いのが「学童をやめろと言われた」という相談です。障がい児枠で入った子でもそう言われたりしています。また「放課後けやき教室にもう来ないように」と言われた、またはそれらの指導員と子どもが揉めてしまう事は珍しくもない話です。もちろん一斉指示に従えない障がい児に何の問題もないとは言いませんが、それにしても指導員の対応のマズさは、話を聞いていて聞くにたえません。研修は行ってくれたようですが、「理解する」または「理解しよう」という段階にまで至っていない指導員の方がまだまだ多いです。ちゃんと理解してくれている指導員の元での彼らの動きをぜひ一度みて、勉強して頂きたいなと思います、全然違うのですよ。

○配慮事例

合理的配慮にあたるかどうか分かりませんが、理解ある先生がどうしても担任とぶつかってしまう子を、クラスを超えてその子だけこちらのクラスに机を移して授業を受けさせていました。担任任せにせず、学年をチームとして学年全部の子に対応できているからだと思います。そういった対応ができない学校は意外と多いです。担任任せは教員同士の首も絞めつけていると思います。できる人ができる事を協力しあい、みんなで全ての子に関わる姿勢を、もっと学校内に作っていかないと、教員が鬱になって辞職していくのも止まらないと思います。

【中途失聴・難聴者「つばさの会」府中】

○配慮不足

- ・ふれあい会館には障害者用の駐車場がありません。1台予約したいが断られ、困った人がいました。
- ・聞こえにくい人がタクシー券を利用時、乗車したときに、行き先を書いて見せるが…それでも運転中に話しかけられることも。話しかけられても聞こえる言葉はわずか。「筆談をします」の表示があっても意味のない場合があります。結果、別なところに連れていかれた人がいたそうです。

8 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正についての不安や今後のサービス利用に望むこと（問13）

<具体的な意見>

【府中市肢体不自由児者父母の会】

- ・重度訪問介護が病院等居宅以外でも利用できるようになるが、重度訪問介護事業者が不足しているのではないか。
- ・これまで市内の事業者が努力して築いてきた障害者福祉の水準を維持、発展させてほしい。
- ・65才以降の介護保険への移行については、利用者が混乱しないように充分配慮することが必要と考える。

【府中市精神障害者を守る家族会】

- ・精神障害者については、共同生活支援を利用した後や、精神科病院を退院した後に、巡回訪問や随時の対応をするサービスを、是非、整えてほしいと思います。そのサービスは、利用期限が設けられるとしても、その後、サービス継続を必要とする人には、続けられるようにしてほしいです。
- ・就労定着支援についても、職場のストレスを受け止め、安心感を保つための傾聴サービスや、対人関係などの問題を相談できる場所を整備してほしいです。

【府中市聴覚障害者協会】

手話通訳の派遣の無料化を続けてほしい。

【府中自閉症児・者親の会】

障害者が65歳以降、どういう利用が用意されているのか知りたい。

【府中市パーキンソン病友の会（のぞみ会）】

現在年齢66才の男性です。まず、障害者福祉サービス内容、および利用についての詳細を知りたいです。その上で制度の変化発生に対して、各難病をお持ちの方に対する情報の開示をお願いします。

現状、障害者が自分で能動的に求めなければ、情報が得られないという現実と、高齢の障害者には、あまりに煩雑過ぎる手続きで、そこから改善を望みます。

【府中視覚障害者福祉協会】

- ・法改正により、何がどのように変わるのかということ、各個人ごとにシュミレーションして情報提供してほしい。
- ・障害の特性に応じた介護支援サービスを継続して受けることができるのか不安である。
- ・介護保険サービス事業者が、障害の特性に応じた良質な支援サービスを提供することができるのかどうか不安である。
- ・障害者が働きやすくなるためには、ジョブコーチや職場介助院などの公的助成が不可欠である、自営業者や在宅勤務者などにも支援制度の拡充を求める。
- ・A型・B型就労継続支援においては、報酬や工賃が不当に低い。法定の最低賃金の水準は求めてもよいのではないか。
- ・若い世代（子育て世代）では、障害者自立支援と、子育て支援の狭間で、障害を持つ親の子育てに不寛容なことがある。子ども（乳幼児）を同伴しての同行援護について、認められることを明確な指針を示してほしい。

【府中進行性筋萎縮症協会】

- ・ヘルパーの時間数に制限があり、親亡きあとの在宅生活が不安である。
- ・医的ケアが必要な場合、ヘルパー利用に制限があるため、行動出来ない場合がある。
- ・重度訪問介護の訪問先の拡大により、入院時にヘルパー利用が出来るようになることについて、どのぐらいの時間数利用可能なのを知りたい。
- ・自立生活援助事業は家族と同居では利用出来ないのを知りたい。
- ・法改正後に利用できるサービスをわかりやすくまとめ、リーフレットを作成配布し、障害のある人に周知を進めてほしい。

【府中市発達障がい児親の会「虹色てんとう虫」】

他市には以前からあったようですが、府中市にはなかったので地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設には期待しています。

【中途失聴・難聴者「つばさの会」府中】

どのように見直しされるのかよくわかりません。高齢になるとなかなか情報をつかむのは難しい方もおられるかと…。どなたでもわかりやすい情報提供をお願いしたい。

9 市の障害福祉施策への意見・要望（問14）

＜具体的な意見＞

【府中市肢体不自由児者父母の会】

・制度の改定が頻繁に行われるが、利用者の理解が追いついていないように見受けられる。制度の変更点等の丁寧な説明が必要と思われる。

・地域で暮らしていくために、教育と福祉の連携、医療と福祉の連携はもちろん、様々な分野との連携が必要となります。市のケースワーカーや相談支援専門員には益々深い理解と調整力が求められると思います。

・制度があっても、事業者がいない、人材がいない等の理由で、実際には必要な福祉サービスが利用できないのが現状です。これは、府中市に限ったことではなく、他の地域でも同様です。近隣市と協力するなど、工夫して必要なサービス量を確保することが求められとかがえます。

【府中市精神障害者を守る家族会】

・府中市の職員募集のときの障害者募集で、身体障害者だけが対象になっている現状は、国や東京都がいかに差別に当たらないと主張しても、当会ではその他の種別の障害者排除に当たると考えています。

・市民健康センターの業務のなかに、精神科の救急対応を加えてください。

【府中自閉症児・者親の会】

・市が福祉の拠点をつくり、福祉に関わる人材を育てる、人材を集めることに直接取り組んでほしい。

例：新設の作業所をつくる。入所施設をつくる。統括的地域生活支援センターをつくる。など

【府中市パーキンソン病友の会（のぞみ会）】

・共用施設のバリアフリーの質の低さが目立つ。

例1：市役所で腰痛を我慢しての提出書類の立った姿勢での記入。

例2：市役所の一般受付で、車椅子の貸出をお願いした際、他の利用者がいないにも関わらず、その場に一台も用意が無く、反対側の正面入口に取りに行つての貸出となりました。後日、福祉課に近いところで数台の車椅子が並んでいるのを見ましたが、入り口が2箇所あり、案内所もそれぞれ設置しているのですから、各所に数台用意しておいて欲しいです。

例3：外を見ると歩道の段差が大きくつまづくケースが度々発生。

例４：文化センターの廊下等の絨毯が柔らか過ぎて車椅子の車輪が回転しにくい。

小さな出来事です但し障害者にとって時には大きな問題になる可能性が有る。

・窓口等で対応する方は笑顔で接してください。

【府中視覚障害者福祉協会】

①情報保障

(1) 「広報ふちゅう」の音声録音版について、返却不要に戻すことを要望する。

(2) 記事抜粋録音から全文録音で提供されることを要望する。

(3) 電子書籍版の広報誌について、視覚障害者が汎用しているスクリーンリーダーに対応するような形式とすることを要望する。

(4) 府中市メール配信サービスを利用した、広報紙のテキスト版の配信を希望する。

②生活関連

(1) 同行援護の支給時間を周辺自治体でも採用している 50 時間/月程度に引き上げることがを要望する。

(2) 視覚障害者に対する地域生活支援事業の一つとして、音声パソコンやタブレット端末などを日常生活に円滑に取り入れてゆけるように、機器の操作や、機器の普及に対して十分な支援が行われることを要望する。

(3) ガイドヘルパーの養成に対しての公的支援を要望する。

③交通安全関連

(1) 横断歩道周辺の点字ブロック、エスコートゾーンの設置などの充実を要望する。

(2) 府中駅南口のル・シーニュの誘導ブロックの設置や、音声誘導などについて再検証を要望する。

(3) 歩道上の障害物や街路樹の枝などが排除された、視覚障害者にとって歩きやすい街並みを整備していただきたい。

(4) 路線バスの社外向けの行き先案内音声について

④子育て、教育関連

(1) 母子手帳の点字版の無料交付を要望する

(2) 子ども（乳幼児）を連れての同行援護を認めることを要望する。

(3) 通常の学級に潜在する低視力の児童、生徒について、その見えにくさについて十分理解し、必要な配慮を受けることができるよう実践していただきたい。

⑤障害者差別解消に向けて

(1) これから建設が進められる市役所新庁舎に福祉機器や UD について広く市民に啓発するために常設のスペースを設けてほしいと思う。

(2) 視覚障害者の雇用を促進するためにも、市役所職員採用に際し、視覚障害による採用試験での機会均等を計ることを希望する。

【府中進行性筋萎縮症協会】

・親亡きあとも地域で安心して生活できるような地域生活支援拠点の整備を進めてほしい。①人的確保とグループホームや施設の確保。②親の高齢化に伴い、家族と同居であってもヘルパーの利用時間数の制限せず必要な時間数のサービスを提供。③災害時に障害に合わせ必要な対応が出来るような避難体制。③在宅就労の機会を広げてほしい。

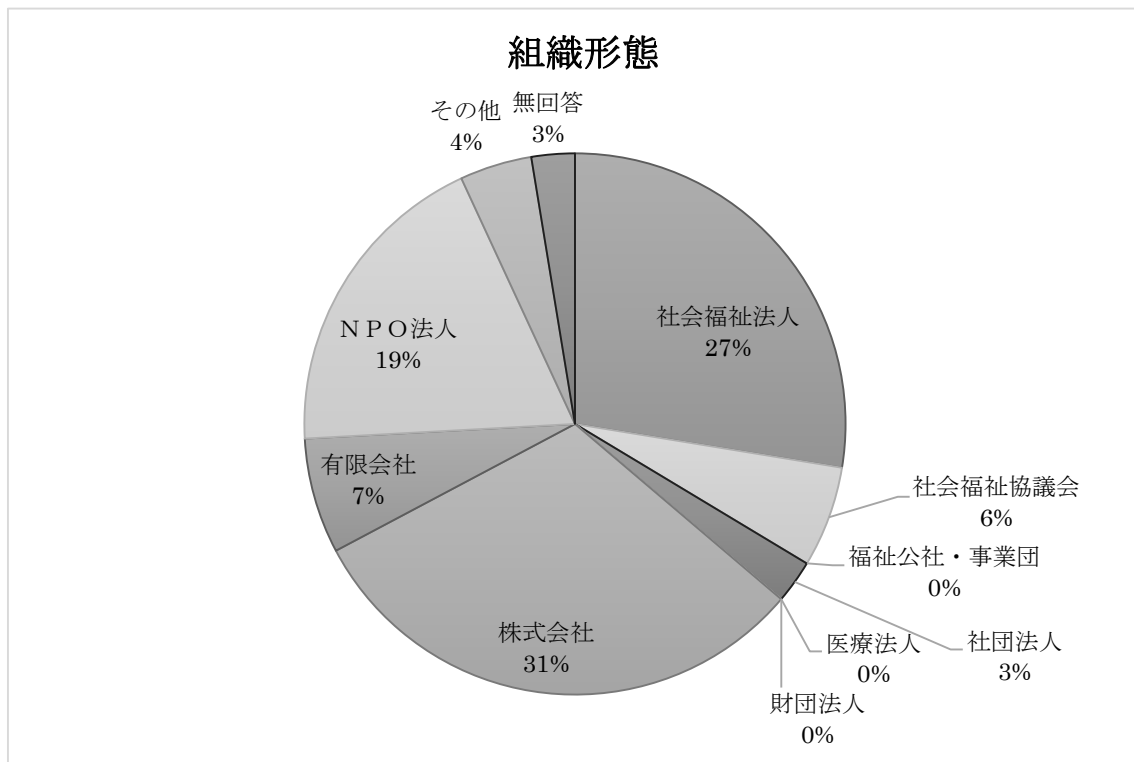
【府中市発達障がい児親の会「虹色てんとう虫」】

都立小児総合医療センターの療育主任だった先生が今年の4月より市内でラボを開設しました。せっかくの人的資源なので、もっと先生のお力を借りたら良いのではないかとおもいます。他の自治体からのお仕事ですでお忙しそうですが、こういったチャンスをもっと生かして欲しいと思います。

4 障害福祉サービス事業所等調査結果

1 活動状況

(1) 組織形態 (問1 (2))

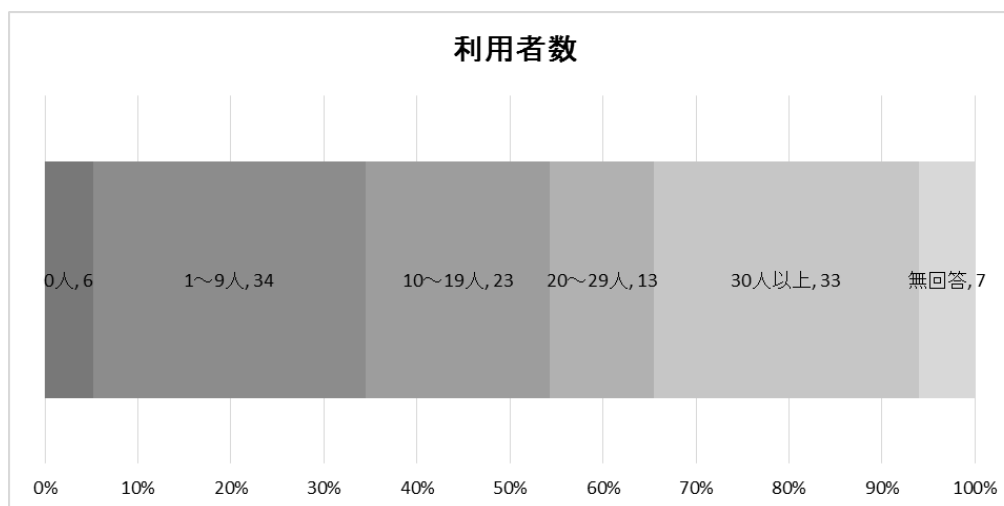
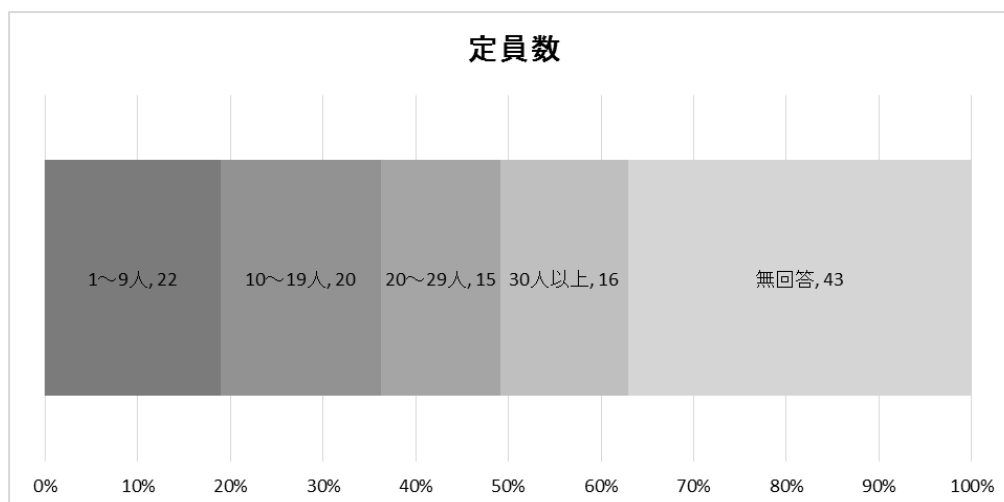


(2) 実施事業 (問1 (2))

	(N=320)	事業所数	割合 (%)
1 居宅介護		52	16.3
2 重度訪問介護		46	14.4
3 同行援護		28	8.8
4 行動援護		5	1.6
5 重度障害者等包括支援		2	0.6
6 生活介護		18	5.6
7 自立訓練(機能訓練)		1	0.3
8 自立訓練(生活訓練)		3	0.9
9 就労移行支援		4	1.3
10 就労継続支援(A型)		2	0.6
11 就労継続支援(B型)		16	5.0
12 療養介護		1	0.3
13 短期入所		7	2.2
14 施設入所支援		3	0.9
15 グループホーム		9	2.8

		事業所数	割合 (%)
16 計画相談支援		23	7.2
17 地域移行支援		9	2.8
18 地域定着支援		9	2.8
19 移動支援		29	9.1
20 地域活動支援センター		10	3.1
21 日中一時支援		6	1.9
22 児童発達支援		5	1.6
23 医療型児童発達支援		2	0.6
24 訪問型児童発達支援		0	0.0
25 福祉型障害児入所支援		0	0.0
26 医療型障害児入所支援		0	0.0
27 放課後等デイサービス		11	3.4
28 障害児相談支援		5	1.6
29 保育所等訪問支援		2	0.6
30 その他		12	3.8

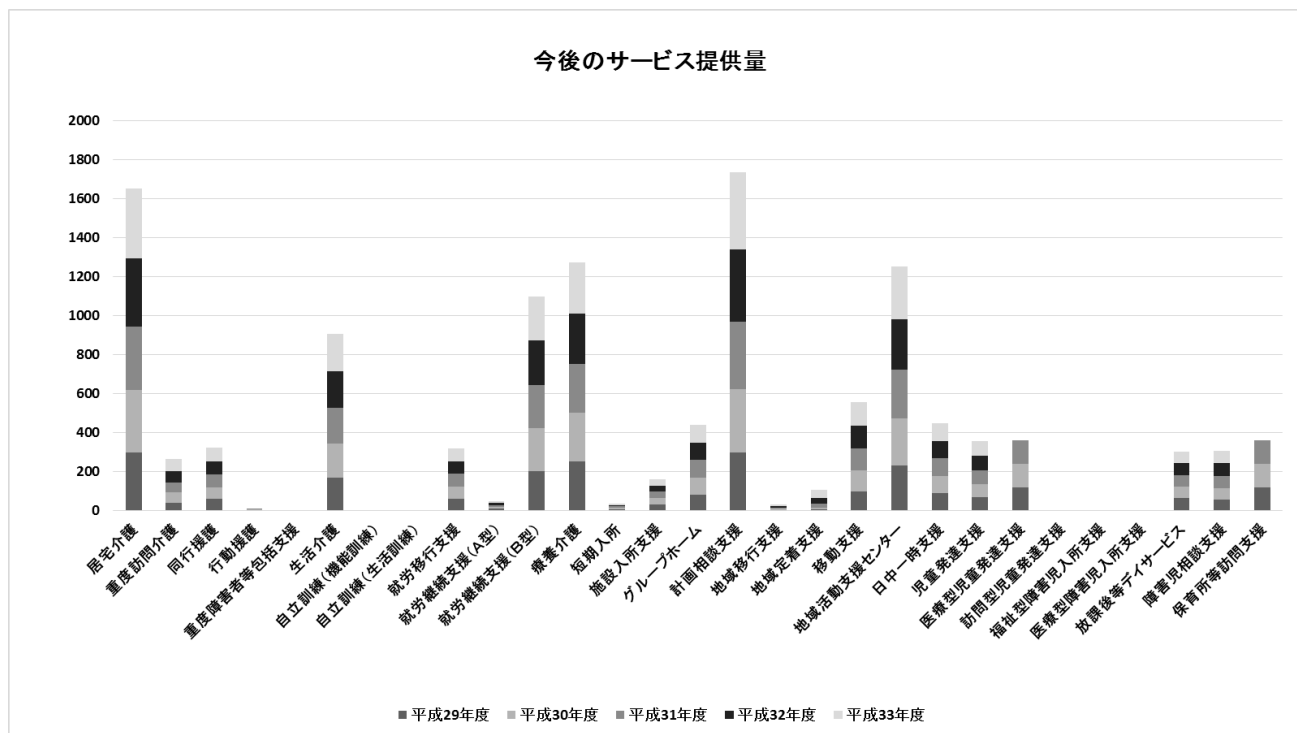
(3) 現行の定員数・利用者数 (問1 (3))



(4) 今後5年間のサービス提供量(問2)

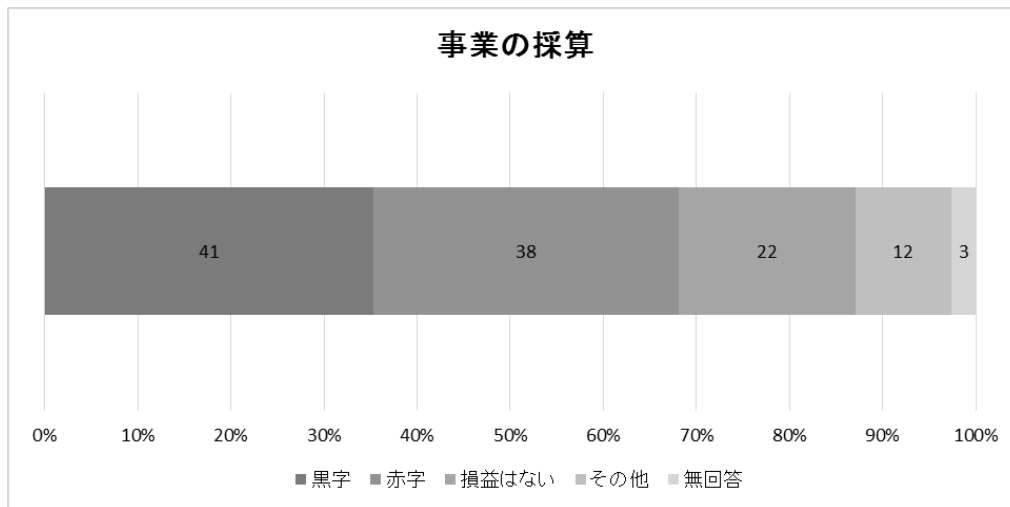
単位:人

	サービス名	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
1	居宅介護	299	318	327	347	361
2	重度訪問介護	40	52	53	57	60
3	同行援護	59	61	64	67	70
4	行動援護	3	2	1	未定	未定
5	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
6	生活介護	166	177	184	188	192
7	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
8	自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0
9	就労移行支援	60	63	65	65	65
10	就労継続支援(A型)	8	10	10	10	10
11	就労継続支援(B型)	203	217	224	226	228
12	療養介護	250	250	250	260	260
13	短期入所	7	7	7	7	7
14	施設入所支援	32	32	32	32	32
15	グループホーム	80	88	90	90	90
16	計画相談支援	297	324	346	373	395
17	地域移行支援	2	6	7	7	7
18	地域定着支援	5	10	20	30	40
19	移動支援	97	107	112	117	121
20	地域活動支援センター	230	240	250	260	270
21	日中一時支援	89	89	89	89	89
22	児童発達支援	67	69	71	73	75
23	医療型児童発達支援	120	120	120	未定	未定
24	訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
25	福祉型障害児入所支援	0	0	0	0	0
26	医療型障害児入所支援	未回答	未回答	未回答	未回答	未回答
27	放課後等デイサービス	62	60	60	60	60
28	障害児相談支援	55	60	63	63	63
29	保育所等訪問支援	120	120	120	未定	未定

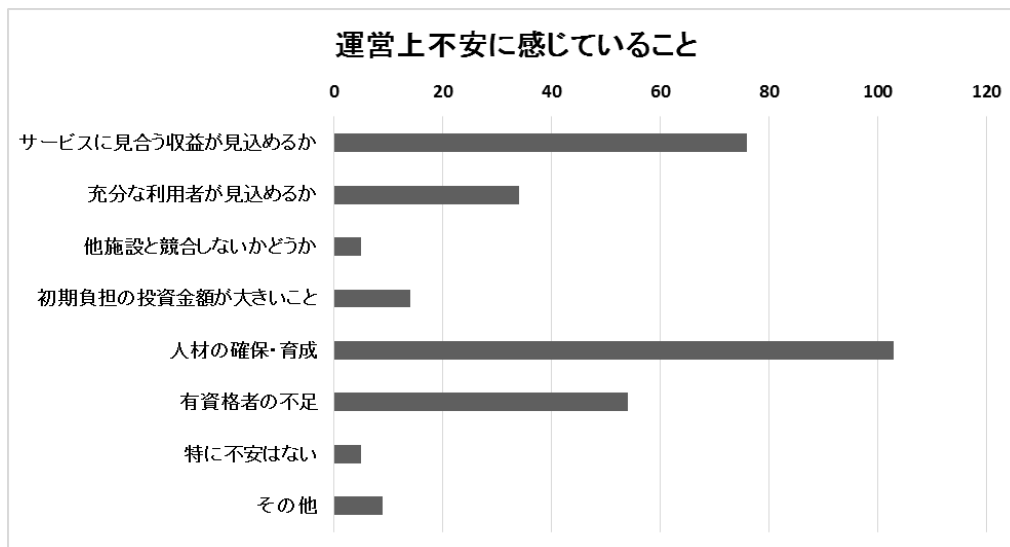


2 今後の事業運営

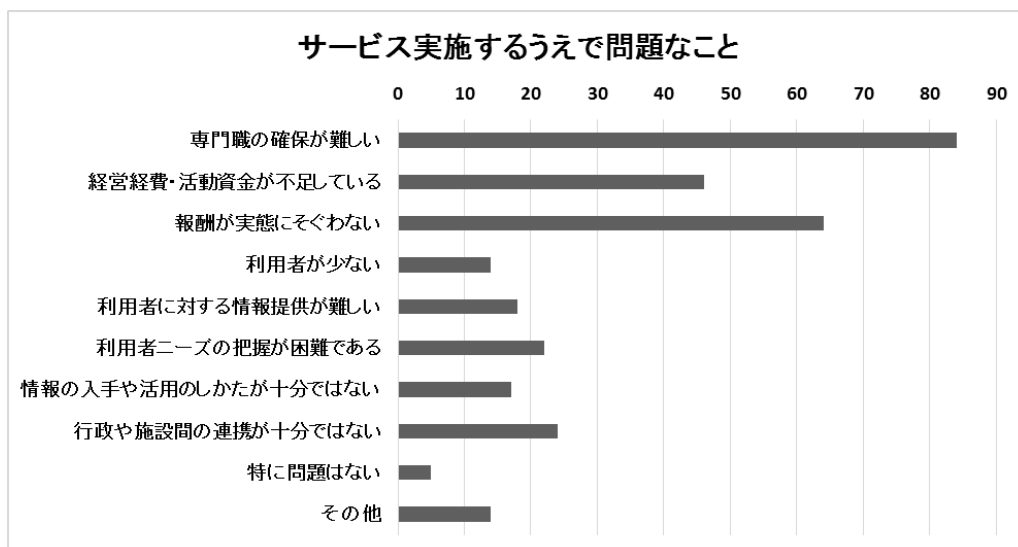
(1) 昨年度の事業採算 (問3)



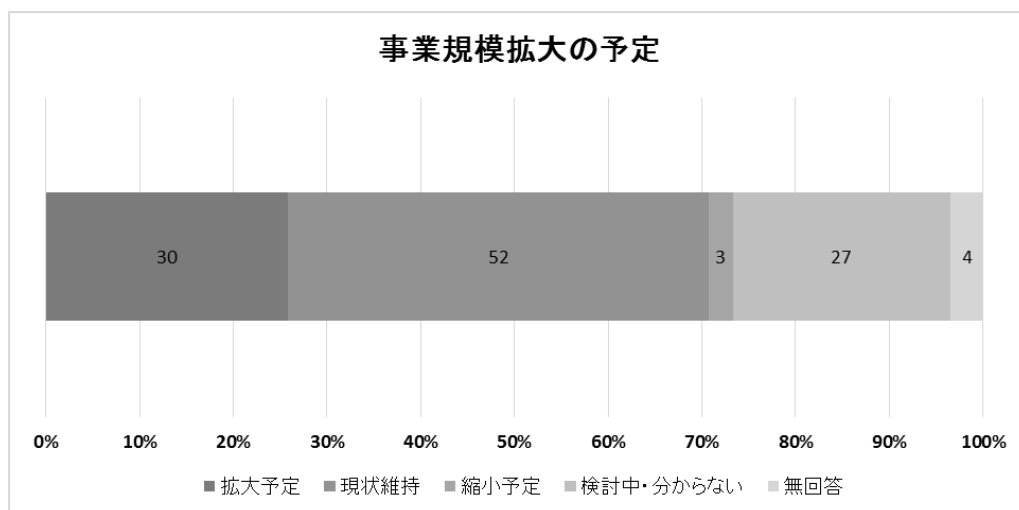
(2) 運営上の不安 (問4)



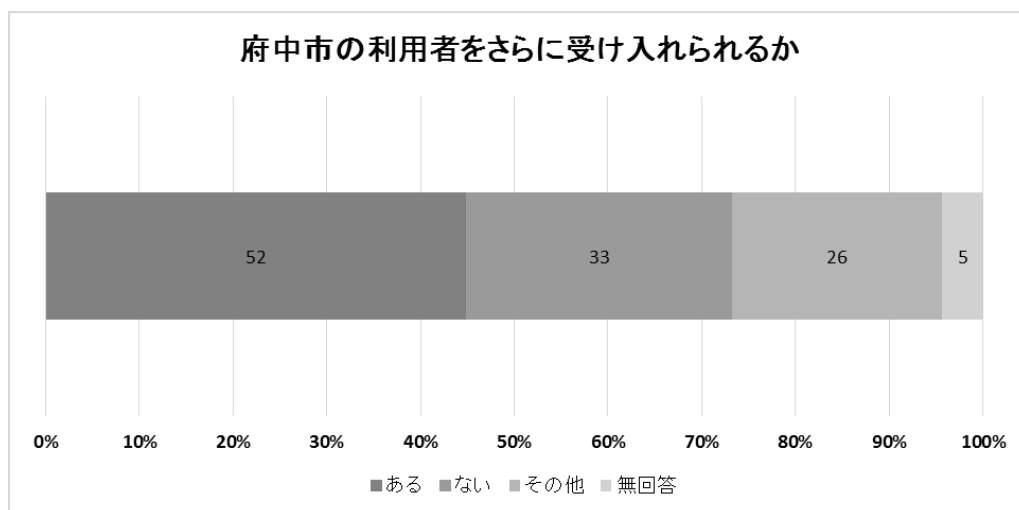
(3) サービスを実施するうえでの問題 (問5)



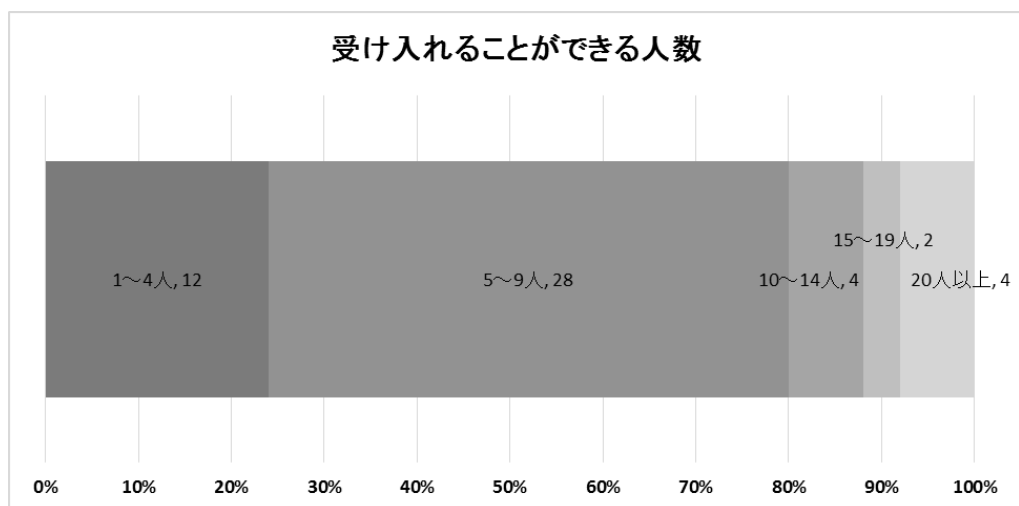
(4) 今後5年間の事業規模拡大予定 (問6)



(5) 今後5年間の利用者受入れ余裕 (問7)

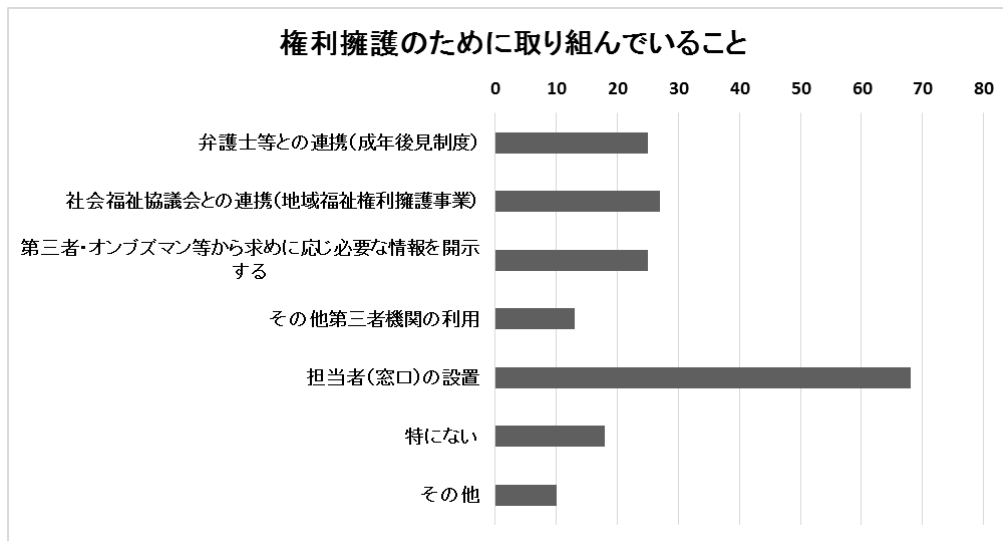


<受入れ余裕があると回答した事業所>

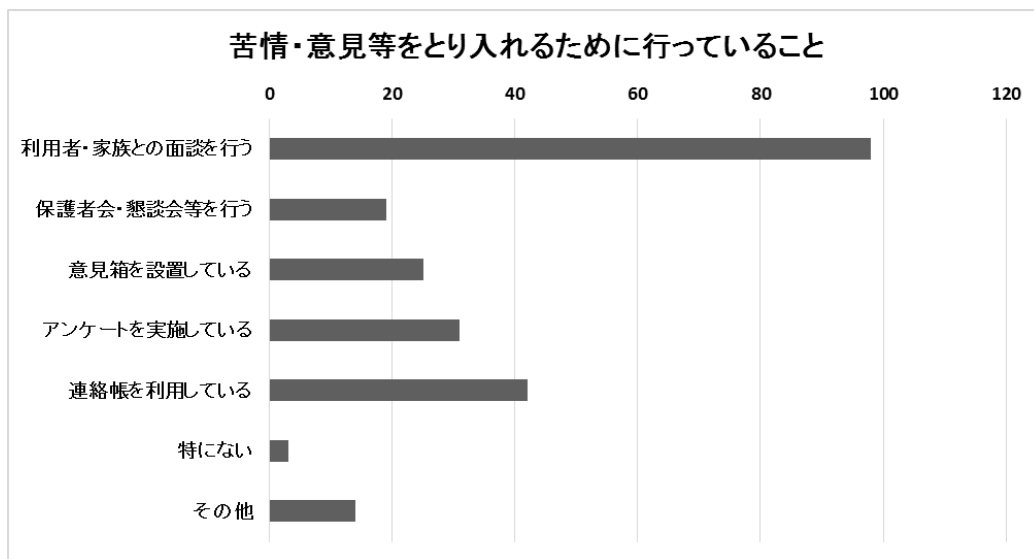


3 利用者本位のしくみ

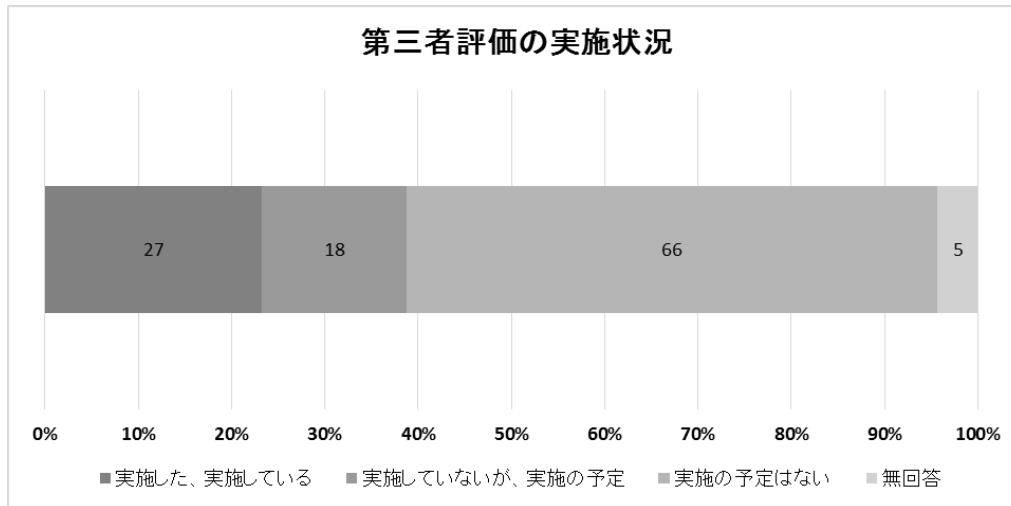
(1) 権利擁護のために取り組んでいること (問8)



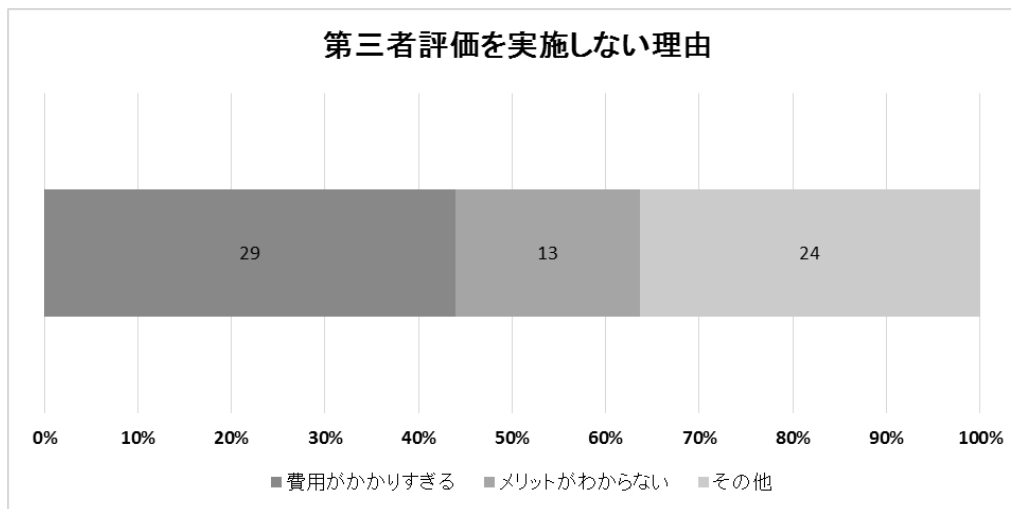
(2) 苦情・意見等を取り入れるために工夫していること (問9)



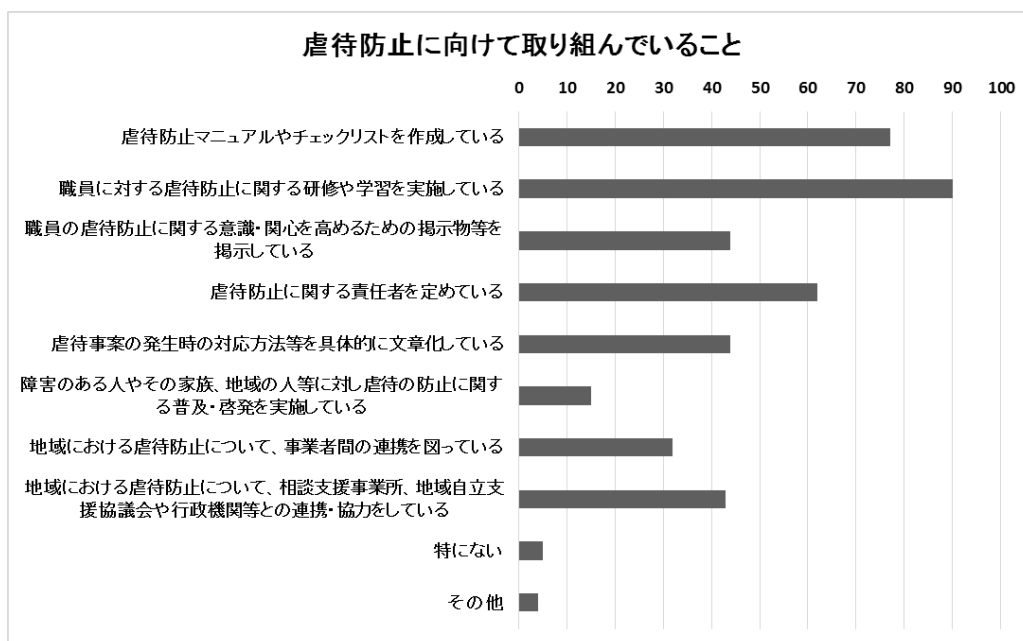
(3) 第三者評価の実施の有無（問10）



(4) 第三者評価の実施の予定はない理由（問10）

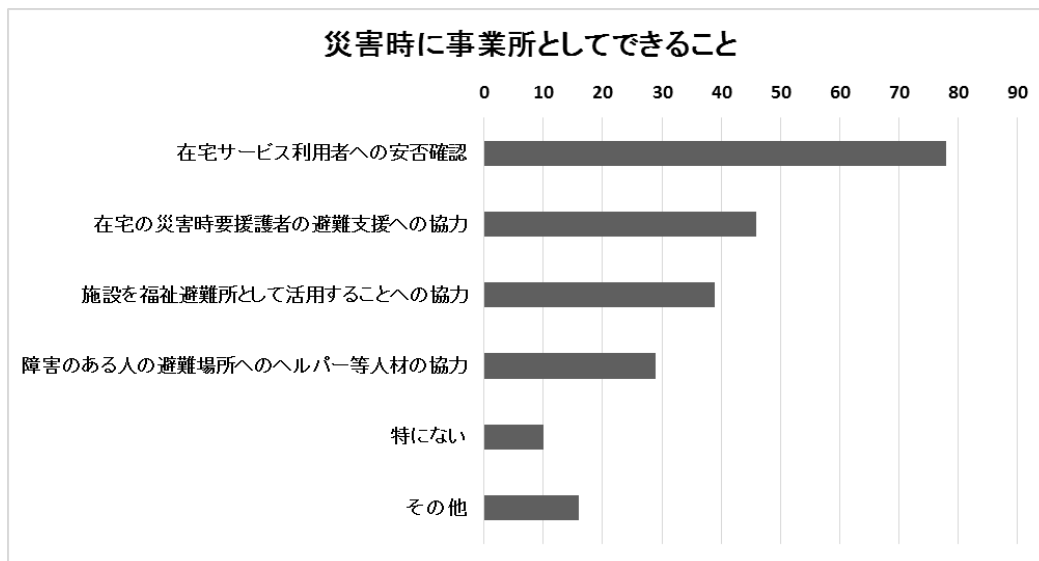


(5) 虐待防止に向けて取り組んでいること（問11）



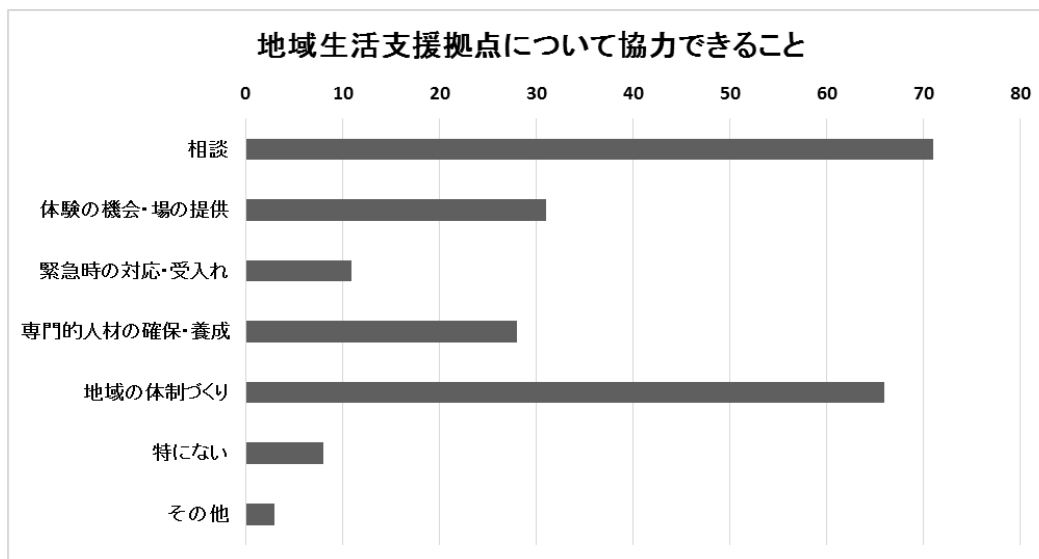
4 災害時にできること

(1) 災害時に障害のある人への支援で協力できること (問12)



5 地域生活支援拠点

(1) 地域生活支援拠点にいて協力できること (問13)



6 障害者総合支援法等

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について欲しい情報、不安に考えていること (問14)

【居宅介護】

・事業所:介護保険と障害のサービスの差をより良く使い易い内容にまとめて近づけて欲しい。利用者も事業者も違いに戸惑うことが多い。

・事業所:まだよく分かっていない為、分かり次第順次情報が欲しいと思います。

・処遇改善加算が下げられた事に不満。ヘルパーさんの就労意欲を低下させる。

・事業所:特になし。平成30年改正にむけて勉強をしたいと思う。

・法人:新設される「自立生活援助」のサービス内容については現状では計画相談がついている場合は事実上相談支援専門員が対応してきた内容だと思いますが、「自立生活援助」が新設されて以降は、「自立生活援助」と計画相談のすみわけはどのようになっていくのか、イメージがわかりません。

・事業所:改正点をわかりやすい情報にして啓蒙してほしい。改正に伴う、市の説明会を行なって欲しい。

・事業所:重度訪問の方について。入院中の支援は今回の改正で制度を利用できるようになったとのことだが、算定方法などは在宅の時と同様で良いのでしょうか? 支援の幅は?

生活相談員の体制強化がされていない。関係者間連携が不十分で、利用者含め不安である。

・事業所:現在、重度訪問従業者養成研修の資格のみで働いているヘルパーが支援に入っている重度訪問介護の利用者様が、介護保険でのサービス提供になってしまうと資格要件の都合上、支援に入る時間が調整できるのか不安です。

・事業所:地域における生活の維持の推進自立生活援助の創設について居宅支援事業所は担うことが出来るところがあるか。精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築具体的にどのようなサービスがあるのか。

・法人:NPOの小さな事業所で、ぎりぎりの運営状況。これ以上の報酬単価の減額は厳しい。

【重度訪問介護】

・重度訪問介護の訪問先の拡大とは例として具体的にどのような事が出来るようになるのか。

・法人:障害者のご利用は透析をしている方だけのご利用でした。児童はタクシー券を利用しての施設への送迎や病院への送迎(赤ちゃん)などです。医療的ケア児は母親、病院の看護師と一緒に乗ってくれています。

・事業所:府中市役所又は関係機関からの具体的な説明会や研修会を開いてもらいたい。

・法人:重度訪問介護の報酬単価が安すぎます。現在の額では、退職金つみたて

など到底できず、正職を十分に確保することができません。

- ・法人：非正規ヘルパーは、最低賃金の底上げなど、非正規職全体の給与水準が上がるなかで、非常に集まりにくくなっています。

- ・法人：時間給のバイト労働者を基準にした現在の報酬単価では、継続性のある責任をもった介護など不可能です。市からは国に対して、報酬単価の抜本的な引上げの要請をして下さい。

- ・事業所：法改正というより、介護保険のケアマネジャーや訪看のように相談しやすい人が少なく、利用者の障害・疾病に関する情報や知識が貧しく、不安に思うことがある。（ネットで調べたりしている）介護保険では市役所や包括が研修等してくれ、トラブルや困難ケースも相談しやすいので、障害福祉サービスでも研修等してほしい。

- ・法人：重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となるとのことですが、どの程度の支援が可能となるのか、条件はどのようなものなのか、気になっています。

- ・事業所：高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用について。障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行うとのことだが、具体的にどのような対応を考えているか。

【同行援護】

- ・事業所：障害者の方の生活支援サービスと介護保険の生活支援のサービスの違いをはっきりしてほしい

【行動援護】

- ・現在、重度訪問従業者養成研修の資格のみで働いているヘルパーが支援に入っている重度訪問介護の利用者様が、介護保険でのサービス提供になってしまうと資格要件の都合上、支援に入る時間が調整できるのか不安です。

【生活介護】

- ・法人：設問中の改正内容について、施設側として関係者に説明できるよう、知識として府中市関係部課から更なる詳細の説明の研修会等実施をしていただきたい。

なお、今後法律改正等のある場合については、市関係部課より更なる説明の制度化をしていただきたい。

- ・法人：情報提供について、現代はメールなどの情報提供が主流となっているが、以前は紙ベースによる情報提供であったが、今後も紙ベースによる情報提供も望みたいのですが、是非検討していただきたい。

- ・事業所：現在の基本報酬自体が十分な水準とは言えない。必要となる職員数を配置しようとすれば、非正規での雇用に頼らざるを得ない。一方で、障害のある人は個別性が強く、障害が重度になればなるほど対象者をよく理解した支援が

不可欠であり、支援者の継続性がとても重要となる。

一方、職員の賃金水準は他業種と比べても低くなっている。そのため担い手の確保が非常に困難な状況にある。他業種からの転職者も多くなっている。従って、ますます専門性の確保が難しく、障害分野全体の大きな課題となっている。

・事業所：現行の食事提供体制加算が継続されるのか、非常に不安である。また、単価の切下げが行われてしまうかもしれないことが、大いに不安である。現時点でも利用者負担が報酬改定の都度、どんどん増となっていることは、地域での生活の費用が減となることとなるため、これ以上の利用者負担増となる報酬改定は行わないでいただきたい。また、改定の都度の見直しではなく、恒常的な加算を設定維持していただきたい。

・事業所：報酬改定のたびに事業者の報酬も減となっている。安定的な運営のために、これ以上の減額改定は行わないでいただきたい。

・事業所：医療的ケア、重度重複障害者の受け入れについて、人材的にも、環境的にも十分な検討が必要である。

【就労移行支援】

・事業所：就労定着に向けた支援を行う就労定着支援事業の具体的な情報が知りたい。

【就労継続支援（A型）】

・事業所：法改正の趣旨にもある「自らの望む地域生活を営むことができるよう」という部分に、就労継続支援A型は賃金面や仕事のやりがいの面で効果があると考えています。しかし実際には運営面で赤字が続き、法人全体でカバーしている状態です。今後の経営の見通しが立ちにくい状況です。成功している先進事例などあれば、教えてください。

【就労継続支援（B型）】

・法人：放課後等デイサービスでは、報酬単価などの大幅な見直しが行われることが予想されています。支援困難な児童を多く抱える本事業所としては、事業を継続できるのかどうかを見極める必要があります。

今年の4月にあった要件の改定で、児童指導員や障害経験指導員の配置が必須になるなど、軽度利用者の習い事としての使い方には、多少は制限がかかるようにも見えますが、支援困難者を真面目に受け入れている事業所ほど経営が困難になるという現状は、大変厳しいものです。

もし、平成30年度の報酬改定で事業の継続が難しくなった場合、一番被害を受けるのは、ご家庭で放課後や長期休暇を過ごす事が難しい、支援困難な方とご家族になります。

本来であれば、児童の支援困難な方にこそ、将来作業所で少しでも落ち着いて生活できるようになるために、社会スキルや生活スキル獲得のための療育が必要です。

そのため、事業の存続のために、現在の重度加算の見直しをし、より現状に基づいた判定基準とチェック機能を、事業所と共に作成して欲しいと思います。

具体的な基準を作成するだけではなく、3ヶ月間など一定期間モニタリングをし、家庭だけではなく事業所での行動も含めて、正しく現状を把握することが重要だと思います。現在の判定方法は、保護者の主観が主で、学校や事業所での行動は考慮されていませんが、地域で将来自立するためには、社会の中での行動が重要になるはずです。

重度加算の見直しが難しいようであれば、市の方で児童の要支援者への療育施設を検討頂きたいと思います。市だけではなく、事業所、学校、病院を交えて、「府中市ですずっと暮らして行くために」今、どんな支援が必要なのか、がきちんと話し合えて、事業所の善意によらないシステムが出来上がるようにお願いします。

- ・事業所：発達障害が障害者自立支援法の対象となることが明確化され、今後、ますます発達障害の方の利用が増えることが予想されます。統合失調症を代表とした、これまでの精神障害とは疾病特性の違う、発達障害の方の支援に苦慮しています。どのように支援していけば良いのか、研修などを企画していただきたいです。
- ・事業所：基本報酬が下がり、条件による加算の部分が増えると財政的に不安定な部分が増えるので不安です。・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用として、一定の条件を満たす場合に利用者負担を軽減する仕組みになるようですが、格差や不公平感の生じない必要に応じた柔軟な対応がなされるのか、「条件」についてよく知りたい。
- ・法人：食事提供加算の継続は利用者の安定につながり運営面でも非常に重要だと考えます。
- ・法人：目標工賃達成加算については、毎年工賃実績を上げていくのは大変厳しい。毎年上げるという条件を外して目標工賃達成加算を取得できるようにしてほしい。
- ・法人：高齢になられた精神障害者の支援について。高齢者施設では年齢的に若い60代～70代の方たちの支援。当法人にも多く通所している。多くの方は精神症状が安定しており、通所率は高く運営面では助けられているのが現状。しかし身体面での衰えは顕著であり今後の他機関への移行をどのように進めていけばいいのかわ不安が多い。介護保険分野のことも勉強していきたい。
- ・事業所：報酬単価の改訂が年度末に急に変更したことがあったため、先を見通した計画が策定できない。
- ・法人：新規参入の小さな法人としては、サービスの提供は、かなり限定的なものになるかもしれないが、小さな法人ならではの、タイムリーで個別的なサービスを提案し、就労移行をスムーズに行えるよう、支援協力していきたいと考える。特に高齢化する障害者のケアは、その情報が乏しく、関係性を作るのにさらなる工夫が必要である。どのような情報提供と、担当ワーカーとの関係者会議等が開催されるのか、知りたい。

若年就労希望のためのスキルアップのために”府中市独自のチャレンジ雇用”等の設立を希望する。

放課後等デイサービスの問い合わせに医療的ケアを必要とするケア児が多いので、府中の今後のサービス提供の方針を知りたい。

【短期入所】

・事業所：短期入所の報酬単価があまりにも低すぎます。特に単独型の短期入所で、責任を持って支援をするには、正規職員の複数配置が必須ですが、単価が低すぎて事業所の努力だけでは正規職員の配置ができません。

医療的ケアの必要な重症心身障害の利用者、強度行動障害のある重い知的障害自閉症の利用者、発達障害や高次脳機能障害など、幅広い障害のある方に安全で快適な支援をするために、正規職員配置のできる単価を設定していただきたい。

・事業所：当事業所は単独型事業所 2 部屋で運営していますが、その形で事業を経営的に継続していけるのかを不安に考えています。

【グループホーム（共同生活援助）】

・事業所：現在、法改正について、未勉強の状態です。

・法人：情報としてほしいことは、障害者福祉サービス等の報酬改定、障害福祉従事者の賃金を含めた処遇改善、法改正に伴う丁寧説明、サテライトについての情報。

定員を満たしていれば不安は無いと思われませんが、これが至難です。

・事業所：自立生活援助の概要、対象利用者の定員基準、職員配置基準、報酬単価などが知りたいです。

・「自立生活援助」の利用期間と内容について知りたい。

※一人暮らしに移るための借りられるアパート探しの支援、または部屋提供を可能とさせるオーナーとの仕組みづくり(現状では断られる場合も多いと思われるため)が行われないと、難しいと思われる。

【計画相談支援】

・事業所：福祉人材の不足が深刻化している。特に重度障害者に欠かせないヘルパー人材の強力に確保していくための取り組みを知りたい。

・事業所：変更点全般が項目ごとに知りたい。

・事業所：計画相談支援の報酬単価の見直し。計画相談事業所が他の事業所に依存しなくても運営できるように見直して欲しい。赤字経営前提では、障害者支援サービスではけして向上することはできない。相談支援専門員も兼務状況が多い中では、スキル向上も期待できない。

・事業所：今、福祉職の人材育成に力をいれなければ、福祉職を選択する人もいなくなるだろう。だからと言って、利用者に自己負担額をあげるようなことにならないようにして欲しい。

- ・事業所：介護保険への移行については、ご本人の意向を尊重して進めて欲しい。
- ・事業所：新規事業として実施が予定されている「自立生活援助」についての情報が知りたい。
- ・事業所：就労支援に関して、就労支援機関との役割分担について。特に就労している方への生活支援をどちらがどのように進めるのか。（東京都区市町村就労支援事業での生活支援と、計画相談の支援の役割分担）
- ・事業所：報酬単価の引き下げならびに、利用の多いサービスの報酬が削られることでの事業者の撤退、利用の萎縮、縮小が生じ、今まで成り立っていた支援体制が崩れてしまうことはないのか。また、福祉職はますます困窮し離職してしまう（他職への転向）ことも予想される。重度ケアが必要なものでも地域で生活できる事が必要だが、それを担う体制がどんどん削られていく。その部分は市町村が支援してくれるのだろうか。
- ・事業所：医療的ケアの必要な方のショートステイ先が増えていくのか。
- ・事業所：障害サービスでは、65歳を迎えることで、介護保険への移行により無料で利用できたサービスも負担額があることから、利用を控えることになってしまうことが予測され、実際そのようなケースも見受けられる。特に居宅介護については、生活そのものを支える支援であるにもかかわらず、利用しないとなると、荒れた生活、生活環境の悪化、食生活の乱れによる、体調不良等の心配がある。
- ・事業所：地域生活の面では、今まで、生活面での支援を受けていた障害者が同居家族の入院や、死去により生活そのものが大きく変わり、不安とともに地域生活そのものをどのように組み立て直す必要がある。

本人の意向を組みながら方向性を決め、早急に対応が必要になる。迅速なプラン作成システム（仕組み）が必要である。

【地域移行支援】

- ・自立生活援助について、どのような事業所が受けられるのかなど具体的な内容を知りたい。
- ・高齢者の介護保険サービスの円滑な利用について、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所に移行しやすくするという記述や、補装具の貸与という考え方の導入など、介護保険との統合への不安がある。

【移動支援】

- ・事業所：平成30年4月の改正に当たり「移動支援」の報酬単価の変更があるかどうかを知りたい。介護保険、障害の居住等に比べ報酬がかなり低いです。撤退する事業所もある程です。利用者からの「移動支援」へのニーズは増えていると感じています。
- ・事業所：まだよく分かっていない為、分かり次第順次情報が欲しいと思います。
- ・事業所：府中市役所又は関係機関からの具体的な説明会や研修会を開いてもらいたい。

・新設される「自立生活援助」のサービス内容については現状では計画相談がついている場合は事実上相談支援専門員が対応してきた内容だと思いますが、「自立生活援助」が新設されて以降は、「自立生活援助」と計画相談のすみわけはどのようなになっていくのか、イメージがわかりません。

- ・明確にどう変わるか、利用者のサービス内容が変更になるか不安
- ・単価、報酬、具体的な見直し内容を早めに知りたい。

【地域活動支援センター】

- ・高齢の障害者に向けて、新たに創設されるようなサービスはあるのか知りたい。
- ・新規事業として実施が予定されている「自立生活援助」についての情報が知りたい。

【日中一時支援】

- ・日中一時支援の報酬単価があまりにも低すぎます。
- ・利用を希望する人は多くが重度、重複で、1対1に近い支援が必要ですが、現在の単価ではそのような体制が取れません。
- ・医療的ケアの必要な重症心身障害の利用者、強度行動障害のある重い知的障害自閉症の利用者、発達障害や高次脳機能障害など、幅広い障害のある方に安全で快適な支援をするために、正規職員配置のできる単価を設定していただきたい。

【児童発達支援】

- ・医療職の不足。特に、看護師職の確保が難しい。

【医療型児童発達支援】

・事業所：居宅訪問型児童発達支援（新設）の具体的な内容についての情報を早く知りたい。また、対象児が府中市内にいるかどうか知りたいし、府中市でも対象児の把握に努めてほしい。また、既存の児童発達支援と同じサービス内容の提供を行うことになっているが、児童にとって同年齢集団での活動が発達に寄与することは多い。また、支援があれば外出が可能な児童も多い。特別支援学校訪問学級のスクーリングのようなものが制度上に位置づけられると良いと思う。そのような制度が位置づけられない場合は、府中市が何らかのサービスを提供することを期待する。

・事業所：医療的ケア児の支援についての連携促進が進んでいるように思えない。

・事業所：障害児通所支援の総量規制という話が出ているが、どのように利用者のニーズを判断し、適切な量と考えるのか、自治体の負担から総量を判断されることを危惧する。

・事業所：放課後デイサービスができて、学童保育ではなく、デイサービスを利用して就労が可能になった保護者がいる。背景には学童保育が障害児には過ごしにくい場であることがある。障害者総合支援法対象のサービスだけではなく、

障害児者が利用する可能性のある事業すべてが障害への配慮があることが重要と思う。

【放課後等デイサービス】

・事業所：報酬単価や加算額の変更は知りたいと思っております

放課後等デイサービスでは、報酬単価などの大幅な見直しが行われることが予想されています。支援困難な児童を多く抱える本事業所としては、事業を継続できるのかどうかを見極める必要があります。

今年の4月にあった要件の改定で、児童指導員や障害経験指導員の配置が必須になるなど、軽度利用者の習い事としての使い方には、多少は制限がかかるようにも見えますが、支援困難者を真面目に受け入れている事業所ほど経営が困難になるという現状は、大変厳しいものです。

もし、平成30年度の報酬改定で事業の継続が難しくなった場合、一番被害を受けるのは、ご家庭で放課後や長期休暇を過ごす事が難しい、支援困難な方とご家族になります。

本来であれば、児童の支援困難な方にこそ、将来作業所で少しでも落ち着いて生活できるようになるために、社会スキルや生活スキル獲得のための療育が必要です。

そのため、事業の存続のために、現在の重度加算の見直しをし、より現状に基づいた判定基準とチェック機能を、事業所と共に作成して欲しいと思います。

具体的な基準を作成するだけではなく、3ヶ月間など一定期間モニタリングをし、家庭だけではなく事業所での行動も含めて、正しく現状を把握することが重要だと思います。現在の判定方法は、保護者の主観が主で、学校や事業所での行動は考慮されていませんが、地域で将来自立するためには、社会の中での行動が重要になるはずです。

重度加算の見直しが難しいようであれば、市の方で児童の要支援者への療育施設を検討頂きたいと思います。

市だけではなく、事業所、学校、病院を交えて、「府中市でずっと暮らして行くために」今、どんな支援が必要なのか、がきちんと話し合えて、事業所の善意によらないシステムが出来上がるようにお願いします。

【障害児相談支援】

・そもそも、入院し続けている方には重度訪問介護でのサービスは可能なのか？

・就労支援に関して、就労支援機関との役割分担について。特に就労している方への生活支援をどちらがどのように進めるのか。（東京都区市町村就労支援事業での生活支援と、計画相談の支援の役割分担）

【保育所等訪問支援】

・事業所：保育所等訪問支援事業の訪問先が拡大される予定と聞いている。府中市内には対象となる施設はないかもしれないが、ニーズがあるのかどうか知り

たい。

7 力を入れていること

(1) 利用者に対して力を入れていること（問15）

【居宅介護】

- ・ 現在の担当している利用者の現状を把握して適切な援助方法、助言、提案を行っている。
- ・ 困難ケースと言わない。（困難で困っているのは利用者本人であり、仕事として行う我々がラベリングしてはならない。）
- ・ 質の高いヘルパーの確保
- ・ 利用者様の病気、障害の程度にかかわらず尊厳を持った生活が送れるように、安心、安全な介護を提供するように致しております。
- ・ どのような状況におかれても、本人・家族と相談し、利用者が自ら選択できるよう努めている
- ・ 利用者の立場にたって、提供されるサービスが特定の事業者にかたよらないよう、公正中立に行っている
- ・ 利用者の異なるニーズや状況を受け入れ、寄りそう気持ちを大切に援助しています。
- ・ 計画相談員との連携を密に行い、情報共有を行う
- ・ 障害者が自立生活を送るためには何が必要であるかをそれぞれのニーズに合わせながら、考え、可能な限り、それに応えていくこと。
- ・ いわゆる処遇困難といわれる方でも職員体制の許す限りは積極的にお引き受けする姿勢を貫いています。
- ・ コミュニケーション手段において、対面、電話、FAX、メールに加え、LINE等のスマートフォンアプリも取り入れ、より気軽に連絡がとれるようにしています。
- ・ 利用者さんの立場にたった支援を心がけております。
- ・ ヘルパー変更・曜日時間の希望など利用者の要望に、少ないヘルパー体制でやりくりし、できるだけ応えるように努力している。
- ・ ご利用者様の目標・目的に合ったサービスをする。ご利用者様の活動を支える。ご利用者様を施設入所せず在宅で暮らしていけるように、支援していく。
- ・ 利用者様にとってより良い生活が送って頂けるように努めている。
- ・ 利用者本人が自分らしさの実現が出来るためにコーディネーター制を大切にしている。細やかにコーディネートするために担当のコーディネーターを配置し週1回はコーディネート会議を開催し、より質の高いケア提供をめざしている。
- ・ 利用者の希望を丁寧に聴き、制度上できない事は納得して頂けるよう説明し、

きめ細かな対応を心がけている

【重度訪問介護】

- ・ 時間が長い援護が多いため、「共有する時間、空間をいかに利用者と共に快適に過ごせるか。」「馴れ合い、支援者目線になっていないか。」を重点項目として、十分なコミュニケーションがとれるようにしている。
- ・ 障害がある方が地域で自立生活をするための必要な支援を行う
- ・ 利用者の方の意志を尊重してヘルパー支援を行う
- ・ 身体介護 家族援助 移動支援全般を網羅している重度訪問介護に力を入れている。
- ・ 障害がある人が住み慣れた地域で生活として暮らして行ける様な支援に力を入れたいと思っています。
- ・ ご家族様との連絡、状態などを確認する
- ・ 利用者が希望される支援をしますが、ご家族や支援事業所等のご意見も聞きながらより良い支援になるようにチームとして対応しています。
- ・ 現在に至るまで、サービス実績が無い為、今後対応が出来るよう人材育成していきたいと考えております。
- ・ 利用者のニーズに応える為、利用者→ヘルパー→事業所の連絡を緊密に行う
- ・ 現在、重度の利用者はなし
- ・ 介護保険の訪問介護の方が、ケアマネや包括とも連携が取れる安心感と、非常勤スタッフにも引継ぎやすいので、障害福祉サービスより受入れやすい。
- ・ 障害福祉サービスの利用者も20名前後いるが、家事が多い。
- ・ コミュニケーション手段において、対面、電話、FAX、メールに加え、LINE等のスマートフォンアプリも取り入れ、より気軽に連絡がとれるようにしています。
- ・ ご利用者様のニーズにこたえられるように、ご利用者様に寄り添い話をする。
- ・ ご利用者様のちょっとした変化にも気づけるように、ヘルパーには援助に入った際気をつけるように指導している。

【同行援護】

- ・ 個人情報の管理
- ・ 自立した生活が送れるような様々な工夫と改善を行っております
- ・ 安心、信頼をもっとうに満足いただけるサービスを提供します。
- ・ いわゆる処遇困難といわれる方でも職員体制の許す限りは積極的にお引き受けする姿勢を貫いています。
- ・ 利用者さんの立場にたった支援を心がけております。
- ・ 支給量限度いっぱい使いたい、行き先や日時など利用者の要望に、少ないヘルパー体制をやりくりしてできるだけ応えるように努力している。
- ・ ご利用者様の目標・目的に合ったサービスをする。ご利用者様の活動を支える。ご利用者様を施設入所せず在宅で暮らしていただけるように、支援していく。

- ・全ての事業で、その方がその人らしく地域で暮らし続けるために細やかにコーディネートするために担当のコーディネーターを配置し週一回はコーディネート会議を開催している。

【行動援護】

- ・利用者様にとってより良い生活が送って頂けるように努めている。

【生活介護】

- ・平成6年に開所した当初の利用者も23年という年月を経て、徐々に高齢化に伴う体力、気力、身体的な衰えとともに、障害程度の重度化が進んでいるように感じられます。それに伴い、当施設は、利用者に対するサービスの提供内容を高齢者向けの利用者への支援の充実及び、重度障害者向けの利用者への支援の充実（プラン）を図り、利用者個々人にあった支援内容を提供できるよう取り組んでいる。

- ・医療的なケアを含む、いわゆる重症心身障害のある人の受け入れの場を確保してきた。看護師の複数配置、支援員の医ケア対応範囲の拡大、様々な形態の食事提供、必要とする人すべてへの送迎支援など、重い障害のある人があたり前に毎日通い、働き、活動できる場として高めてきた。

労働に関しては、全人格的な発達や自己実現を果たす魅力ある活動であると考えてきた。賃労働という狭い捉え方だけではなく、人が働き得られる喜びや達成感、自己肯定観を大切にしてきた。

同時にすべての基礎となる健康であることや尊厳が守られ、快適にすごせることを重視し、誰かに何かしてもらう場ではなく、自分が、自分たちが何かをする場、主体的な活動を行う場であることを大切にしてきた。

今後もサービスを受けるという受動的な場ではなく、障害のある人が自分らしく働き、活動し、社会参加をする場として、その機能を高めていきたい。

- ・利用者の活動の安定のために、日中活動の充実のため、一人一人の活動について様々な取組を行っている。また、医療的ケアの必要な利用者受入れのため、活動スペースの見直し、活動内容の見直しも並行して行っている。

- ・障害の利用者の活動の安定に、様々な取組を試みている。そのことを含め、他の利用者の安定的な活動、さらに充実した活動になる事を目指している。また、利用者の高齢化に伴い、医療的な面についても、相談や支援を行っている。

- ・働く事だけでなく、運動の機会なども設け安全で楽しく通所してもらう。

- ・障害の程度にかかわらず必要としている方を受け入れている。就労継続B型とともに生産活動を中心とした活動をしている。

- ・身体障害、知的障害、視覚障害、聴覚障害、重複障害といった様々な障害状況の利用者を受入れているが、障害状況にとらわれず、利用者一人ひとりに合わせたプログラムを設定し、個別性を重視してサービス提供するように努めている。

【就労移行支援】

- ・就職を最終ゴールとはせず、就職してから長く働くことを目標にしています。
 - ・訓練時から、個々の課題を明確にし長く働くことにつなげられる支援をしています。
 - ・週一回集まりテーマに沿って関わる機会
 - ・「コミュニティ活動」を通してジョイナーモデルに沿った自殺予防の活動を行っている。
 - ・レクリエーションを定期的に行い、リフレッシュ方法を提供している
 - ・実際の企業で職場実習を行っている
-
- ・障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、個々にマッチングする求人を利用者と一緒に探している
 - ・就労支援センター等と連携し、就労後の定着支援も行っている

【就労継続支援（A型）】

- ・利用者の就労訓練に力を入れている。訓練・相談をすることで平成 28 年度一般就労（障害者求人）1 名いた。

【就労継続支援（B型）】

- ・就労する為に必要な課題や障害特性を把握する為に、様々なツール・プログラムでアセスメントを行っている
 - ・就労講座（ビジネスマナー等）や企業見学を行い、就労に対するモチベーションの維持向上を図っている
 - ・「いつも明るく共に楽しむ」を理念に、利用者さんの個性・可能性を重視した作業に取り組み、地域に根差した活動をしている。やる気と達成感を実感でき、工賃向上を目指している。開設当初から利用者さんの障害特性を考慮し、体を動かすダイナミックな作業から、手先を使う繊細な作業までを行っている。府中市からお借りしている畑で野菜を無農薬で栽培し、収穫し、それをスープカレーにして販売する。利用者さんにとって自分たちで育てた野菜が調理され、地域で販売される一連の流れが、とてもわかりやすく、やりがいにも繋がっている。手先を使った手工芸も、地域との繋がりが強い。地域の方々から頂いた牛乳パックを解体し、紙漉きし、封筒やメッセージカード、紙漉き立体製品等様々な製品を作り、店頭はじめ地域で販売している。紙漉き製品の数々は東京都で取り組み始めた KURUMIRU の販売にも選ばれた。昨年度は目標工賃達成加算Ⅲ型を獲得。職員、スタッフのチームワークを大切に支援体制を整えている。
- 利用者さんは区分 2 が 1 名だけで殆どが 3～5 までで、全体的に重度である。このような利用者さん達でも出来ることを見極め、作業工程をわかりやすくし、環境を整え、支援を工夫することで何らかの作業工程に携わることが出来ている。その工夫も一人一人異なり、支援は複雑であるが、視覚支援など作業工程ごと、各個人ごとに合わせ、支援方法を工夫し、取り組んでいる。

・相談・面接……出来るだけ多くの時間をとり、利用者と面接を行っている。仕事のことに限らず、人間関係、家族間の問題、携帯の操作、日常的なことなど出来る範囲で答えられるようにしている。

・利用者の作業能力や好みに応じて、作業種目や作業内容を利用者自身が選べるよう、複数の作業を用意しています。職員からの指示を待つのではなく、利用者が主体性を持って行動できるように働きかけています。

利用者ミーティングでは、積極的に発言できるような雰囲気作りを心がけています。工賃規程の改定など重要な事項については、利用者全員に発言してもらうこともあります。

・利用者の給料を少しでも向上していくこと、利用者主体の運営に心がけている。

・利用者一人一人が能動的に仕事に向かい力を発揮できること、スタッフ皆が店の一員として協力し自覚と責任を持って業務にあたることを目標に、支援している。・個々の状態や体調を把握し日々の作業や訓練、生活に生かせるよう、本人とのコミュニケーションを重視。月 1 回の心理士による観察や面接、家族との面接による生活実態の把握に努めている。・健康を維持し出来るだけ長く働いていけるよう、必要に応じて家庭や医療、関係機関と連携しながら、働く日数や時間、内容を考慮し対応している。

・利用希望者に対して週 1 回半日～でも通所可能とし、本人や支援者と共に中長期的な目標をたて、通所日数や時間を増やせるように支援している。結果、1 年かけて週 1 回半日～週 3 日通所が出来るようになり、自発的な行動が可能となり、作業を通して自信を付けた方がいる。

・ゆったりした雰囲気の作業所で、退院したばかりの方や、高齢の方に対するサービスを、利用者と共に考えています。

・個別支援に則した、丁寧なケアに力を入れている。

・就労移行に積極的に取り組み、早期の就労を目指す。

・路面店を経営している利を活かし、実践的な作業を行える(より具体的な体験、課題の確認)

【短期入所】

・苦情・相談の受付、解決システムを整えると共に、出された苦情には迅速かつ丁寧に向き合い解決を図っている。

・障害の種別、程度、年齢に関わらず、利用を希望した障害のある方を、安全に快適に安心して受け入れる。

そのために

①利用者の関わる事業所(通所、学校、その他利用している社会資源)との連携を図り、正しく適切な情報を得る努力をする。

②支援者間で情報の共有、マニュアル化をはかり、安定した支援を行う。

③支援者の支援技術向上のため、研修・見学、学習会などでスキルアップを図る。

・ゆっくりと休息していただく環境作り、手作りの食事提供に力を入れて、利用

者のご家族からの自立の一步、ご家族の休養の確保、単身生活者のいこいの場の提供を行っています。

【施設入所支援】

- ・多職種が連携して、利用者の生活を包括的に支援している。
- ・苦情・相談の受付、解決システムを整えると共に、出された苦情には迅速かつ丁寧に向き合い解決を図っている。

【グループホーム（共同生活援助）】

- ・今後も利用者が地域で生活できるよう支援していきます。
- ・利用者が楽しく生活できるように。
- ・「身だしなみ」と「挨拶」については、次のように工夫している。

「着替えを渋る」「入浴を嫌がる」そのような時にはシャワーだけでもと言って入って頂く、そして同じ衣類を2枚用意して取り替えてしまう、等を工夫し、『お風呂に入り洗濯をした清潔な服を着て仕事に行きましょう』とたえず話し促して慣れさせていただく。

挨拶については、私共が一緒なら、きちんと「挨拶」が出来るのですが、一人だと知らん顔になります、気付くのが遅いのですが、そんな苦情にも、よくよく説明して理解して頂いてますが、今では、寮の仲間や私共ともきちんと挨拶が出来る様になりました。

- ・3年間の利用期限を設け、3年後には地域での単身生活が送れること。
 - ・金銭管理、健康管理、食生活の管理などが自主的にできるようになるための支援。
 - ・日中活動場所へ定期的に通う習慣をつけること、また就労を目指せる方にはその支援。
 - ・地域での生活が継続できるように、地域の支援体制づくりをしておくこと。
 - ・相談・支援について。相談にきた時だけでなく、多人数での集合の際も様子・顔つきなどがいつもと違うと職員が感じた際には個別での時間を設け話を聞く。またその裏にある本質的な問題もなるべく引き出すようにし、2年後の退去に向け、職員がその時を解決するのではなく、どうすればよいか、どういう風に受け止めるかなど方法を一緒に考えていく。
- また、些細な相談でも気軽にできるよう、普段の会話や支援にて信頼関係の構築を行う。

【計画相談支援】

- ・利用者のエンパワメント
- ・利用者が必要としているサービスが組み立てられるように面談を丁寧に行う。利用者本人が、取捨選択がしやすいように必要と思われる情報提供を行う。言葉遣いや言葉のチョイス・態度・服装等で、不快な思いを与えないように注意している。

・ご本人、ご家族との面談がタイムリーかつ、臨機応変に相談の介入がしやすいこと。

・生活介護事業所内にある相談支援事業所であることから、その事業所との個別支援計画書の連携をはかれること。

・生活介護事業所に併設されていることを生かしている。特に、知的障害のある方は、ご自分の思いや願いを言葉にして表現することが難しい方々です。併設されていることで、日常的にご本人様の様子が早期にキャッチできるメリットがある。

・本人の思い、家族の希望に耳を傾け本人主体に当たり前の生活を支え、人中心支援を行う。(生活介護・就労等)

・様々な地域社会資源をニーズに適切に結びつけ調整、継続的なサービスの確保。関係機関との連携により本人のニーズを共に考える等計画作成には本人の理解につながる様時間をかけている

・個人情報提供は、本人の了解を基本とし、信頼関係の構築に努力している。

・お一人お一人のご希望に沿えるように、面談でじっくりと話を伺い具体的な支援内容を提示するとともに、なるべく幅広く不安などを伺うようにしています。

・当事者のための情報公開と権利擁護

・支援困難ケースへの積極的な取り組み。

・特定相談支援だけでなく、当事業所がある施設の特性(専門性)を最大限に活用し、その方にあった、支援をしている。また、案内し、活用している。

・装具福祉機器住宅改善相談

・福祉センター他事業との連携(就労支援事業・緊急一時入所事業等)

【地域移行支援】

・事業所：府中市からの委託相談支援事業所として、市民からの相談に対応し、障害福祉サービスなど必要な支援に結びつくよう調整している。特になかなか解決に結びつかないような難しい相談に応じ、市と協力して対応に当たっている。また「地域の社会基盤強化」のため市や他の支援センター、障害福祉サービス事業所、医療機関、民間企業などのネットワークを広げ、障害分野のみならず、子育て・介護保険・生活保護・地域権利擁護などの分野とも連携をはかっている。

・事業所：高次脳機能障害者促進事業所として関係機関との連携を強化し、高次脳機能障害者の広報・普及・啓発に努め、高次脳機能障害のある人が地域生活を営むうえで困難や不利益が生じないように支援をしている。

・地域活動支援センターとして障害のある人の余暇活動や学習機会を支援すると共に、家族や一般市民に向けた学習機会も企画する。

・地域移行支援の事業については対象者がいないため実施に至っていないが、対象者がいた場合には実施していきたい。

【移動支援】

・本事業についてはほとんど実績がない

・利用者が希望される支援をしますが、ご家族や支援事業所等のご意見も聞きな

がらより良い支援になるようにチームとして対応しています。

- ・利用者1人1人の個性や状況に応じ、柔軟に対応する
- ・利用者の心身の困難な状況、家族の負担を受容し、計画やサービスにつなげていく
- ・アセスメント、モニタリングを実施し、利用者の本来の生活の支援が行えるより、関係性をつくっていく
- ・独居でも安心して在宅生活を継続できるようにお手伝い致します。
- ・安全で自立した生活を、ご利用者様と一緒に目指していきます。
- ・いわゆる処遇困難といわれる方でも職員体制の許す限りは積極的に引き受けする姿勢を貫いています。
- ・利用者の要望、ケア内容の満足に答えられるように、力を入れている。毎月1回以上のミーティング、研修を実施して介護スキルを向上できる体制を実施している。

【地域活動支援センター】

・利用者が地域で安心して暮らしていけるように支援している。具体的には、福祉サービス等の調整や各支援機関間の連携体制の構築等。

・地域活動支援センターとしての機能が多くの市民の方に知られ、今まで知らなかった方たちがフリースペース等を利用していただけよう、様々なかたちで案内をしていくことに力を入れている。

【日中一時支援】

- ・苦情・相談の受付、解決システムを整えると共に、出された苦情には迅速かつ丁寧に向き合い解決を図っている
- ・障害の種別、程度、年齢に関わらず、利用を希望した障害のある方を、安全に快適に安心して受け入れる。そのために、
 - ①利用者の関わる事業所(通所、学校、その他利用している社会資源)との連携を図り、正しく適切な情報を得る努力をする。
 - ②支援者間で情報の共有、マニュアル化をはかり、安定した支援を行う。
 - ③支援者の支援技術向上のため、研修・見学、学習会などでスキルアップを図る。

【児童発達支援】

- ・外へのお出掛け、健常者が普通に居る場所に行き、社会のルールや、協調性を身に付け、将来の為の準備をする。健康で丈夫な身体を作る為。
- ・御家族によるネグレクトや虐待が起こらない様、保護者の方とのコミュニケーションを大切にしている ※定期的な面談、親子で参加のイベント等 これは保護者の方のレスパイトケアにもつながる
- ・①就労継続支援B型において、知的障害者と精神障害者との作業時における、些細な摩擦が、大きなトラブルを生むことへの防止、注意。②精神障害者の利用

者様の行動、小さな出来事を捉えられる、職員のハートを強くしていくこと。③風通しの良い職場作りに努め、利用者様の行動を守ってあげるといふ、職員の意識の向上。

・①保護者支援

毎年、アンケート調査を実施、その上で、懇談会を開催している。

個人面談（年 2 から 3 回）に加えて、グループ毎の懇談を実施している。

②保育所体験、体験学習の実施

【医療型児童発達支援】

・従来より当園では、心身障害児全般への外来診療事業、医療型児童発達支援事業、地域療育等支援事業を展開してきた。これらの事業に加えて、平成 28 年度からは、地域で在宅生活をおくる障害児及びその利用施設等への支援強化に向けて、保育所等訪問支援事業も本格実施している。今後、平成 30 年度施行の居宅訪問型児童発達支援も視野に入れ、訪問型の支援に注力していく。

【放課後等デイサービス】

- ・利用者が誰からの支援も受け入れられるようにする。
- ・利用者とのコミュニケーション
- ・利用者の家族個々が自分の時間が取れるようにする
- ・放課後等デイサービス 運動療育と脳機能向上プログラム
- ・ご利用者様、ご家族の方々が日々安心して過ごせる支援を考えていきたいと思っています。3 者間での情報共有を行い、少しの変化にも気づきたい。（他害、自傷行為を防ぐ為にも必要）
- ・利用者間での、対応、関わりにもスポットを当てながら日々スタッフ間でも話し合っています。
- ・お子さん一人ひとりの発達課題に合わせた療育プログラムを提供するようにしている。
- ・お子さんの年齢や学年だけでなく、障害種別、通っている学校、お子さんの個性など、多くの情報をもとに個別支援計画をたて、より専門性の高いサービスを提供している。
- ・心理職が多いので、きちんとしたフォーマルアセスメントを実施し、客観的にお子さんの発達をとらえることを意識している。
- ・利用者の年齢が低くても、障害程度が重くても、人権を尊重し、話を聞いているお子さんが不快になるような内容については、お子さんの前で話すことは無い。
- ・呼吸器装着している児も含めた多様な医療ケアの対応

【障害児相談支援】

・自社は訪問介護事業所アクティブケアと併設しているので、担当している利用者が訪問介護を利用している場合であれば訪問介護と連携し、決め細やかな支

援体制を提供することができています。

- ・利用者との関係性作りを大切にして地域で豊に生活していただけるよう計画を作成しております。

- ・お一人お一人のご希望に沿えるように、面談でじっくりと話を伺い具体的な支援内容を提示するとともに、なるべく幅広く不安などを伺うようにしています。

【保育所等訪問支援】

- ・従来より当園では、心身障害児全般への外来診療事業、医療型児童発達支援事業、地域療育等支援事業を展開してきた。これらの事業に加えて、平成28年度からは、地域で在宅生活をおくる障害児及びその利用施設等への支援強化に向けて、保育所等訪問支援事業も本格実施している。今後、平成30年度施行の居宅訪問型児童発達支援も視野に入れ、訪問型の支援に注力していく。

(2) その他、力を入れていること (問16)

【居宅介護】

- ・ 利用者のADL、QOLの変化を逐一ヘルパーに報告してもらい、最善のケアを出来るようにいち早く行動している。
- ・ 質の高いヘルパーの確保
- ・ 書類の整備→毎月末にチェックする
- ・ 個人情報の管理→書庫の施錠の徹底、記録
- ・ 他事業所や医療との連携→情報を頂いたらフィードバックをするようにしている
- ・ 介護保険中心の法人だが、障害福祉サービスの情報を逃さないよう努力している。事業所として、高齢者介護だけでなく障害者介護の研修も入れるようにしている。
- ・ サービスの質を高めるために定期的に研修を行っている。

【重度訪問介護】

- ・ 知的障害で自立生活されている方の衣・食・住の管理をしっかり行う。
- ・ 清潔な生活を送るため掃除、洗濯、風呂など丁寧に行う。
- ・ 体調を常に把握してヘルパーの引継ぎに伝える。
- ・ 身体障害の方の意志を尊重して、家事援助、身体介護、移動支援を行う
- ・ 視覚障害者の支援。視覚が重くなってから支援を行うのではなく、弱視の状態から支援を行う事で将来の不安を少しでも軽く出来るのではないかと思います。(ヘルパー利用に慣れてもらう)
- ・ 金銭面でもトラブルが無いように連絡ノート等をお作りして、レシートを貼るなど明細が解るように記入しています。
- ・ 自費のヘルパーや自社ブランドのオムツの販売をしている。
- ・ ヘルパーが働きやすい環境作り。事業所にヘルパー専用のスペースを作る。
- ・ 援助実習が出来るようにベッドや車椅子を用意してある。
- ・ 新規のご利用者様や既存のご利用者様の依頼に出来る限り対応できるようにシフト管理をしている。

【行動援護】

- ・ サービスの質を高めるために定期的に研修を行っている。

【生活介護】

- ・ 法人全体の取組みとして、福祉の構造改革に対する計画実施。
- ・ 障害者権利条約が創られ、我が国においてもこれを批准した。障害があることでの「生きにくさ」は、社会の側がこれを取り除き、障害のない他の者との平等の権利が約束されなければならない。しかし、障害のある人の暮らしは、著しく低い所得や家族に支えられてあたり前とといったいびつな暮らしぶりと言わざ

るを得ない。

障害問題を現時点で障害がある人だけの問題にせず、誰もがその暮らしにくさを抱えるかもしれない、全国民の問題として考えられるよう、地域に発信したい。そのためにも障害のある当事者が様々な場面に参加し、主張し、考え、行動できるよう、当事者参画を重視していきたい。

- ・医療的ケアの必要な利用者の具体的受け入れについて、現在、職員の見学、研修および実習等を積極的に行っている。医療的ケアの必要な利用者については、段階的に5名程度までの受入れを考えている。

- ・老朽化した建物について、バリアフリー化、活動スペースの拡大及び防災拠点としての機能化を目的としての改築または建て替えを検討している。

- ・お祭りを開催したりと、地域とのつながりを大切にする事。

- ・地域とのつながりを大切にしている。障害についての啓発をしている。

- ・行動障害や医療的ケア対象者の受入れ。

【就労移行支援】

- ・実際に会社で働いている場面を想定したプログラムです。作業遂行能力や場面に合った報連想などが出来ているかを評価し、職場で起こりうる課題を明確化していきます。

- ・利用者の自主性を高める活動の提供とサポート 例) 英会話講座やイラスト系、PC講座、多様な実習、連携

- ・新規利用者の獲得(毎年数名の就職者を出している為、新規利用者の獲得は必須)

- ・就労支援を行う支援者の人材育成

【就労継続支援(A型)】

- ・法人として地域の方に利用していただくこと、地域連携に力を入れている。

- ・事業所として具体的には、保育園の保護者の方に店舗を利用していただいている。また、府中市社会福祉協議会がおこなっているわがまち懇談会の取り組みに店舗を使っていただく予定である。

【就労継続支援(B型)】

- ・新規利用者の獲得(毎年数名の就職者を出している為、新規利用者の獲得は必須)

- ・就労支援を行う支援者の人材育成

- ・各関係機関との連携を大切にしています。

- ・区分2が1名だけで殆どが3~5までの重度である利用者さんが通われているが、年齢も60歳以上までの方がおり、家庭環境も様々である。その中にご家族がかなりのご高齢になり、認知症を患い、日常生活に困難をきたしていると思われる利用者さんがおられます。

どこまでが事業所として行うべきことなのか線引きが難しく、利用者さん家族

や関係機関とのやりとりに日々悩まされている。相談支援事業所も事業所や担当者によって明らかな差があるが、ご本人の為、ご本人が生活力をつけていく為に必要と思われること、今できることを常に事業所内部のスタッフで考え、出来る限りの支援を行っている。

- ・仕事以外の過ごし方……就労継続支援 B 型事業所なので、仕事の能力アップや通所の安定はもちろん大切なことですが、それ以外での過ごし方——レクやイベントなど——で仲間づくりといった横のつながりが持てるよう考えている。

- ・職員全員が利用者に関わり、情報共有しています。そのため、朝・夕の打ち合わせで利用者の個別の状況や情報を報告し合い、支援内容を確認しています。職員全員が意見を言い合える環境であるため、工夫や改善した取り組みを共有しています。そのことにより、サービス管理責任者以外の職員も利用者の相談を受けることができ、利用者が相談しやすい職員を選ぶことができます。

- ・地域とのつながりを大切にすること。自治会活動に積極的に参加し、おまつり等に味噌田楽の出店をしている。

- ・障害についての啓発。事業所のおまつりを開催し、地域の人に普段行っている自主製品づくりの体験をしていただき、交流を深めている。

- ・喫茶業務なので、飲食店としての一定の必要な水準を満たしつつ、個々の特性に合わせ、より多様な働き方への対応ができるよう仕組みや支援方法の改善工夫に努めている。・生活全体で、本人の力が十分に発揮し活かされ、それぞれにふさわしい自立した形で暮らせるよう、通所の中で出来る限りかかわっていきたいと考えている。

- ・作業や工賃の維持、向上のためにも、利用者へ向けた研修会の実施や店舗リニューアル、仕入先の開拓などに取り組んできたが、環境や利用者の変化に応じた更なる取組みが課題と考えている。・公共の施設内での開かれた店舗なので、広く多くの市民の方々へ共生や、障害への理解の場となるよう努めている。

- ・市内の精神障害者を主たる対象とした施設の中では、歴史が古く、通所歴が長い方が必然的に多く高齢者が多くなっている。（現在 65 歳以上の方が 7 名）

高齢の方は精神症状自体はある程度落ち着いているため通所率は良く、新規の方の見学で高齢の方が来ても同年代が多く比較的スムーズに通所が開始できる。また 60 歳以上の方も必要であれば通所の受け入れを行っている。（27 年度 67 歳 1 名、28 年度 64 歳 1 名）

- ・地域に潜在する障害当事者の方の社会復帰のきっかけになればと考え、すぐに通所が難しいと思われる方に対しても、積極的に体験利用を受け入れています。

- ・農作業、ビルメンテナンス作業等、個人の障害特性に合った作業の導入を試行している。

【短期入所】

- ・職員の研修、面談、評価制度を整え、人材育成に力を入れている。

- ・利用者の直接の処遇だけでなく、短期入所を使うに至った家庭、家族に対しても必要な支援をしていく。

そのために

- ①利用者に関わる他機関と連携をとり、課題を共有する。
- ②家族との関係を大切にし、他の福祉サービスの利用などのアドバイスも行っていく。

【施設入所支援】

- ・職員の研修、面談、評価制度を整え、人材育成に力を入れている。

【グループホーム（共同生活援助）】

- ・当ホームは、中、軽度の方々が利用されております。共同生活なので団体行動、規則、人に迷惑を掛けない、地域の住民に嫌われない、偏見の目を持たれない為にルールを守って頂いております。これらを実行、身に付けて頂く事で、災害、避難する時には大いに役立つと思われる（年2回の避難訓練を実施中）
自立（一人暮らし）支援、一般就労、移動支援にも生かされる。最近では、一般家庭でも失われつつある、日本の四季折々の伝統行事を寮生活で楽しんで頂こうと、新年会から始まって1年を通して諸行事を開催して、職員も共に楽しんでおります。
- ・市内他法人のグループホームとの連携。（情報交換、職員研修など）
- ・地域住民との交流。
- ・食事（調理）について。献立の相談や買い物への同行、購入場所の情報提供、調理方法や配食サービスの申込の支援等食事を調達できるよう支援する。食事内容を確認し、適宜助言する。2年目においては、栄養管理を考慮した食事調達ができるよう支援する。世話人は食事内容を確認し、適宜助言する。
- ・金銭管理について。基本は利用者自身の管理としながら、家計簿をつける練習をし、世話人が3日に一度程度確認する。希望者は、金庫での管理を行い、鍵を世話人が預かる。2年目においては、金庫での管理をしていた利用者については、少しずつ間隔を空け、まとまった金額を手渡すようにし、最終的には世話人は家計簿を月1回確認を行う。
- ・掃除・洗濯について。清掃場所、清掃方法、洗濯機の使用方法及び洗剤の量、洗濯物の干し方、畳み方など基本的なことを世話人と共に実施し、季節に合った衣類の調整などにも配慮する。慣れてきたら、清掃チェックシートを作成し、それをもとに世話人が清掃箇所を毎週定期的に確認。ゴミカレンダー通りに仕分けについても確認を行う。2年目においては、常に清掃の行き届いた居室で生活できているか訪問し確認。必要に応じて適宜、助言を行う。
- ・服薬管理について。世話人は利用者から処方箋のコピーをもらう。利用者は服薬カレンダーでの管理の練習をしながら、世話人が服薬状況を確認する。確認期間は少しずつ伸ばしていく。

【計画相談支援】

- ・利用者の宿泊体験等をベースに必要な介助を想定し、相談支援員の見立てと本

人との対話を通し必要な介助時間を算出し、提案している。

- ・他の相談支援事業所や、障害者施設との連携ができるように交流している。
- ・自事業所で取り組むだけでなく、府中市全体として取り組みを進めていくためにできるかぎりの協力をしたいと考えている。
- ・事業所同士の連絡・連携を多くするように心掛けています。
- ・施設内にある各事業との連携

【移動支援】

- ・金銭面でもトラブルが無いように連絡ノート等をお作りして、レシートを貼るなど明細が解るように記入しています。
- ・今後、地域の一員として、障害者総合支援法以外の関わりや、自費のサービスの導入や、地域社会参加等に取り組んでいければと思っています。

- ・利用者様の状況把握は速やかに伝達する仕組み、留意事項のメール伝達。
- ・事業所での担当職員によるケースカンファの開催強化。
- ・身体、環境変化を毎回ケア終了時に報告して、情報共有を実施している。
- ・利用者の新たなニーズを聞き取り、包括担当者等と密な連携を取っている。
- ・人材確保

【地域活動支援センター】

- ・年齢、障害を問わずに対応している。民生委員、主任児童委員との連携を図り、地域のニーズの顕在化と支援を行っている。
- ・地域活動支援センターのフリースペースを利用者と協働で運営していくために、毎月ミーティングを実施している。

【日中一時支援】

- ・職員の研修、面談、評価制度を整え、人材育成に力を入れている
 - ・利用者の直接の処遇だけでなく、短期入所を使うに至った家庭、家族に対しても必要な支援をしていく。
- そのために、
- ①利用者に関わる他機関と連携をとり、課題を共有する。
 - ②家族との関係を大切にし、他の福祉サービスの利用などのアドバイスも行っていく。

【児童発達支援】

- ・書道や工作、クッキングなど、色々な事に興味を持ってもらう為、毎月、プログラムに入れている。 ※手先を使う、字に興味を持つ、お友だちと協力する事など

・児童発達支援に力を入れていること ①一人ひとりの個性を大切にする。②子ども、一人ひとりに合わせた療育、支援をする。③子どもの持てる力を引き延ばす。④自己肯定感を高め、自信に繋げていく。⑤自己表現力を育む。⑥人とのかわりを大切にする。

・お父さん参加日、勉強会を実施…当事者を中心とした子育てへの父親の参加意識の啓発

・きょうだいの会（年 2 回）の実施…当事者を中心とした生活の中でのきょうだいへの支援

・親の会への支援（年齢的、縦のつながりの支援など）

【医療型児童発達支援】

・現在、平成 31 年度の竣工を目指して、旧府中病院の跡地に府中療育センターと多摩療育園との一体的整備を進めている。これまで当園が続けてきた心身障害児者の診療、療育及び地域支援を通した在宅支援が一層充実されるよう、引き続き準備を進める。

【放課後等デイサービス】

・子どもたちに S S T 的に行動を伝えるだけでなく、本人に思考させることに注力している

・地域との繋がりを大切にし、地域ぐるみで利用者を見守り、支えてもらえる関係を築けるようにしている。他事業者との連携も積極的に行っている。

・保護者と話す機会を多く設け、お子さんだけでなく、保護者やご家族の不安や困り感にも寄り添う支援を目指している。

・「家族の元気」＝「お子さんの元気」であり、また逆でもあると思っている。

・できないことをできるようにするだけが療育ではないこと、ありのままのお子さんを受け入れること、お子さんの幸せを第一に考えてもらうことなどを保護者に常々伝えるようにしている。

・「障害」という言葉を使わないようにしている。

・「障害」という文字が入ったものは掲示しないようにしている。

・スタッフの研修に力を入れている。所内研修の実施はもちろん、外部研修への参加も積極的に促し、参加費等を補助している。

・利用者様に対して療育、保護者様に対してレスパイト

・急な用事等の対応や、時間延長等の柔軟な受け入れ

【障害児相談支援】

・計画相談員が不足している状況なので人材確保に力を入れ、相談業務を拡大できるように動いております。

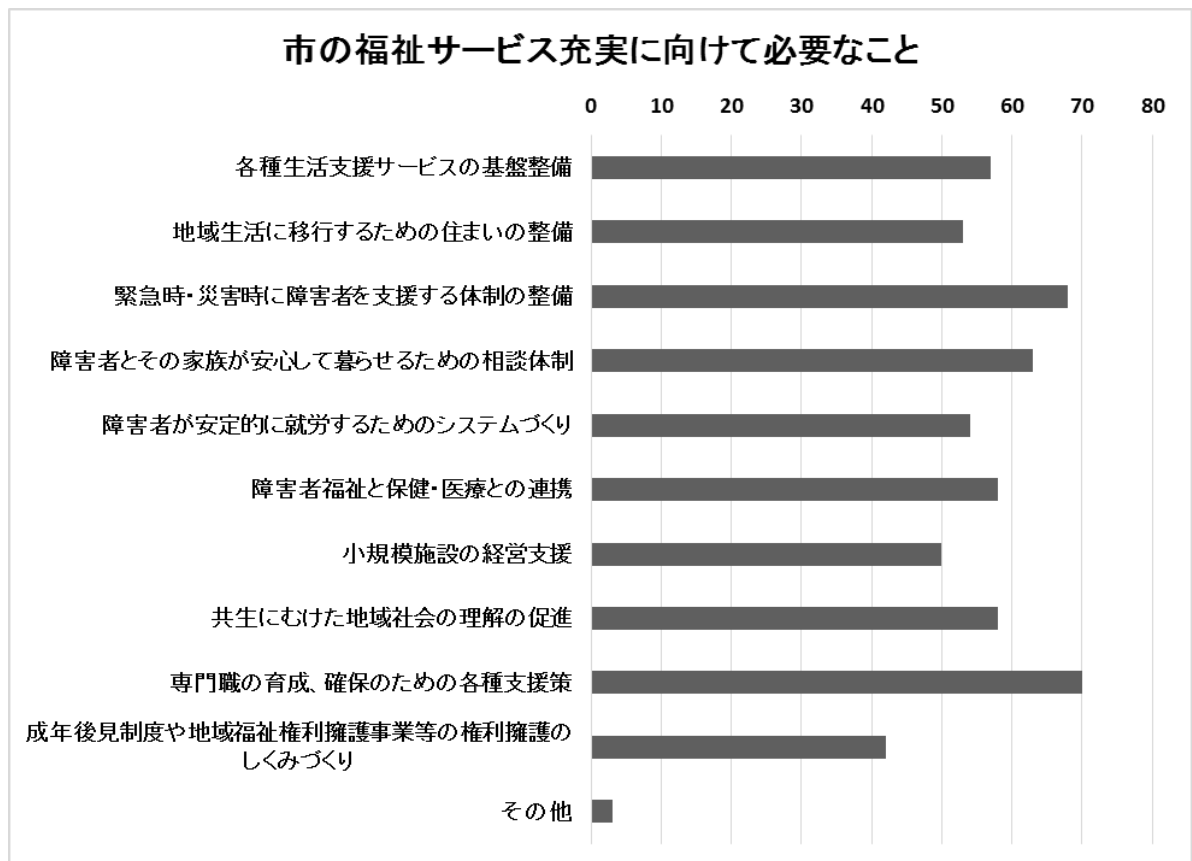
・事業所同士の連絡・連携を多くするように心掛けています。

【保育所等訪問支援】

・ 現在、平成31年度の竣工を目指して、旧府中病院の跡地に府中療育センターと多摩療育園との一体的整備を進めている。これまで当園が続けてきた心身障害児者の診療、療育及び地域支援を通した在宅支援が一層充実されるよう、引き続き準備を進める。

8 市への要望

(1) 市の福祉サービス充実に向けて必要なこと（問17）



(2) 福祉サービスについての要望 (問 18)

【居宅介護】

- ・利用者の現在の利用時間数などニーズに合った給付時間の対応をしてほしい。
- ・事業所：障害をおもちの高齢の利用者が多数いるが、障害に関することまで介護保険のケアマネージャーに頼む訳にもいかず、さりとて相談支援員がついている利用者も少なく、障害に関することを誰が行うのか不明で困っている。タダでケアマネージャーの好意に甘えることはできないと思いますし。
- ・市に要望することではないと思いますが、家事援助サービスが果たしている役割に比してあまりにも報酬面で評価されないことについて常々疑問に感じています。

私どもの事業所は発達障害や精神疾患をお持ちの方の家事援助で入らせていただくことが比較的多いのですが、まずヘルパーを受け入れていただくための気遣いはもちろん、状態観察、生活上の様々な困りごとの察知や対応等高い専門性が求められます。さらにはその障害特性のゆえに定期的継続的なご利用ができる状態ではなくキャンセルが頻発することもままあります。

事業所の方針として、報酬の低さや支援の困難さ等の職員体制以外の理由で受け入れをお断りすることはしておりませんが、このようなご利用者様の割合が増えると事業の継続に支障が出てくることもまた事実です。

- ・相談支援専門員が基本的にはつくような仕組みづくりをして欲しい。相談員には介護保険のように障害福祉サービスのまとめ役、要となるような役割を期待したい。そのための人材育成に力を入れて欲しい。それに見合った報酬単価を市として国に要望して欲しい。

- ・障害者福祉は高齢者福祉に比べてニュースにもなりにくいため、国の制度であっても改正等さまざまな情報をこまめに教えて欲しい。その際、実際に照らしたわかりやすい文書にしてほしい。

- ・障害の方の相談員について。一人の相談員の方が大人数を担当されており、事業所との連携が難しく感じます。人員配置上難しいかもしれませんが、もう少し狭い範囲での地区担当をしていただけると、連携取りやすく支援内容も検討しやすいのではないかと思います。

- ・障害を抱え、ご親族の支えもなく、生活保護を受けながら1人で生活されている方が多く居られ、ご自分の体が動かなくなった時、孤独死された時のことを不安に思われるようです。相談出来る所がないという声も聞かれるため、市の窓口では話せないことの相談窓口の周知をお願いしたいです。

- ・サービス内容についてグレーな部分が多いように思います。

- ・行動援護のヘルパー要件が変わる予定ですが、研修を受けに行く時間が作れないので、できれば経過措置の期間を延長して頂きたいです。

- ・障害福祉サービスの精神疾患を抱えている方への支援についての研修を開催して欲しい。

【重度訪問介護】

- ・ 単価を増やしてほしい
- ・ 単価の根拠を知りたい
- ・ 法人：障がいのあるご年配の方はわがままな方も多く本人様がかかわらなければ何人ヘルパーが入っても続かない。ケアマネージャー様からのご依頼があり一緒に説明を聞きに行ったヘルパーが無理と言ってお断りさせていただきました。
- ・ 事業所：障害をお持ちの方の中には、興奮が抑えられず言動や行動が伴うことがあり、急に怒鳴られたり、手が出る方がいらっしゃいますが、セルフプランの方は相談する場が無いので市役所としての場を設けてもらいたい。
- ・ 事業所：重複するが、人材不足対策に尽きる
- ・ 事業所：介護保険の地域包括支援センターのように、相談支援事業所もエリア分けをして、障害者も事業者も相談しやすいようにしてほしい。
- ・ 精神のご利用様が増えてきているように感じる。精神疾患についての研修等を開催してほしい。
- ・ サービスを提供するにあたり、利用者の情報が少ない。ソーシャルワーカーが機能していない。
- ・ 訪問介護事業所、任せになっている。行政の担当者は、利用者状況の把握が殆どできていない。
- ・ 利用者の個性が強く、利用者本位のサービスになっている。問題があっても改善の為に担当者会議が開催されない。
- ・ ケアマネージャーは、介護保険と併用して障害のサービスを利用されている場合、両方のサービスを総合的に見てプランを作成しているはずで、分けては考え難いが、障害のサービスについては積極的でない。

【同行援護】

- ・ 事業所：会社で「障害者の理解と障害者を支える仕組み」という研修を行いました。が、まだまだ理解できない部分がありました。もっと市の方でもわかりやすい研修をお願いします。
- ・ 事業所：同行援護の利用に当たり、通年定期の利用は不可であるとのルールから、現状通学・通所・通勤等には使えないとの見解をいただいておりますが、厚生労働省の見解としては経済的活動には使わないでほしいとの趣旨であるとも耳にしており、そうすると通勤はともかく通学・通所には利用できるようになります。改めて利用範囲と制限の根拠につき市としての明確な見解をご教示願います。
- ・ 事業所：同行援護を行えるヘルパーが不足し、視覚障害者の外出が制限されている現状がある（希望の外出ができない、時間が自由にならない、ヘルパーと相性が合わなくても交替できないなど）。さらに平成 30 年 3 月末でみなしが終わるため、さらなるヘルパー不足が予想される。当事業所でも、同行援護研修を受けるための休業補償と研修費支給の仕組みが力不足で出来ないため、研修を受

けるヘルパーがいない。現在受けている利用者はお断りをしなくてはならず、他社へ変更となる。府中市には、ヘルパー不足解消のために、同行援護研修の費用補助や、市内で研修を行なうなど工夫してほしい。

- ・事業所：障害者福祉は高齢者福祉に比べてニュースにもなりにくいため、国の制度であっても改正等さまざまな情報をわかりやすい文書でこまめに教えて欲しい。（上記のような平成30年3月でみなしが終わること等）

- ・事業所：利用者が事業所選びをするときの事業所情報が古いままになっている。状況はどんどん変わるので新しいものにこまめに变えて欲しい。

- ・事業所：障害の方の相談員について。一人の相談員の方が大人数を担当されており、事業所との連携が難しく感じます。人員配置上難しいかもしれませんが、もう少し狭い範囲での地区担当をしていただけると、連携取りやすく支援内容も検討しやすいのではないかと思います。

- ・事業所：障害を抱え、ご親族の支えもなく、生活保護を受けながら1人で生活されている方が多く居られ、ご自分の体が動かなくなった時、孤独死された時のことを不安に思われるようです。相談出来る所がないという声も聞かれるため、市の窓口では話せないことの相談窓口の周知をお願いしたいです。

- ・事業所：精神障害の方のサービスについて、かなりの手間が掛かるが、生活援助が殆どなので、介護報酬が十分でないと感じる。

【行動援護】

- ・行動援護のヘルパー要件が変わる予定ですが、研修を受けに行く時間が作れないので、できれば経過措置の期間を延長して頂きたいです。

【生活介護】

- ・改正内容について、施設側として関係者に説明できるよう、知識として府中市関係部課から更なる詳細の説明の研修会等実施をしていただきたい。

なお、今後法律改正等のある場合については、市関係部課より更なる説明の制度化をしていただきたい。

- ・利用者の障害程度区分の変更時期が来て変更になっている場合、施設にも同時に通達していただきたい。利用者のご家庭によっては変更がされても受給者証を提示していただけない又は、家庭環境によって提示困難な方もいますので、ご検討いただきたい。

- ・支援（サービス）の必要性を計る際には、障害支援区分、手帳と言った障害状況だけを根拠とした支給決定は行わず、家族やそれに類する支援者の状況、住まいの状況等、環境も勘案し、支給の有無、量等を決めてほしい。また、サービス等利用計画の策定事業所と支援を提供する事業所が同じ法人の場合、支援提供先を変更する場合に変更しにくい面がある。（特にグループホームの場合）障害支援区分の認定調査、サービス等利用計画の策定、サービスの利用調整をすべて1ヶ所の相談支援事業（特定及び一般）で担っている場合もあり、ワンストップ、より深い理解という利点もあるが権限が集中しすぎていることが懸念される。

- ・利用者の高齢化に伴い、介護保険との関係の中で、利用者の希望により継続した施設利用に十分配慮を要望します。 また、通所以外の障害福祉サービスについても、介護保険に移行する過程で、サービスが利用できなくなる等のない様に、十分のその障害特性に着目した配慮した支給決定を行っていただきたい。
- ・通所施設の整備。今後の卒業生や途中で障害になる方の行き場を、在宅になることがないように増やして行く必要がある。
- ・グループホームの整備。特に身体障害のかた、また、障害が比較的重い方の受け入れ先の確保。
- ・障害のある方の所得は圧倒的に低いことから何らかの所得補償が必要。このことを考慮して障害者サービスを考えてほしい。
- ・通所施設の整備。現状で見学、実習の希望があるが、現状では即受け入れは難しい状況である。施設が狭い、送迎が回らないなどの理由による。必要な方が十分にサービスを受けられるようにして欲しい。
- ・グループホームの整備。希望してもなかなか十分に対応できる所がない。（施設数、障害の種類・程度の問題にもよる）
- ・障害のある方の所得と生活の問題。所得保障はもちろん、所得が少ない上に管理能力がない方が多いので、簡単に利用できる権利擁護のしくみも必要と思われる。
- ・毎年アンケート等で寄せられるご意見の中に、送迎をドア to ドアにして欲しいというものがあります。大規模事業所のために実現は困難ですが、それに代わる「隙間」を埋めるサービスが欲しい。※移動支援の特例で支援を受けている方もいます。

【就労移行支援】

- ・事業所：経済的に困窮している利用者への情報、サポートが少ない
- ・事業所：今年度から実施して頂いている庁内実習の拡充（実施回数や受け入れ人数の増加）をしていただけるよう、ご検討をお願いします。

【就労継続支援（B型）】

- ・事業所：今年度から実施して頂いている庁内実習の拡充（実施回数や受け入れ人数の増加）をしていただけるよう、ご検討をお願いします。
- ・法人：福祉サービスは、種類や手続きが複雑に過ぎると、利用者本人が使いこなせず、高齢の利用者家族には理解が難しくなってしまう。
また、放課後等デイサービスなどのように、保護者と利用者が別の場合は、保護者の都合が優先されがちになってしまう。
相談支援事業所が、専門家の視点を持って、将来の自立へと繋がるように、学校・病院・各事業所との支援会議を必ず実施できるように、相談支援の報酬を厚くして、専門性を高めて欲しい。
- ・法人：通所が安定しない利用者が当施設には数名います。何かきっかけがあればまた定期的に通所することができるかもしれませんが、現制度では通所して

もらわなければ支援ができません。利用者の家へ訪問できるような制度、があればすくいあげられる方もいるのではないかと思います。

・事業所：「親亡き後」を見据え、地域で障害者が安心して生活するためには、住まいの確保が必須です。多くの障害者の収入源は、障害基礎年金2級と作業所の工賃だけです。一般の賃貸住宅を借りても、家賃を支払うことができません。低額な家賃で利用できる住まいの提供、あるいは家賃補助などの福祉サービスを要望します。

また、親族がいない、親族がいても関わりを拒否しているなどで、緊急連絡先がない障害者がいます。賃貸住宅を借りる際、緊急連絡先がないという理由で断わられてしまうことがあります。権利擁護事業などで、緊急連絡先を確保できるようなサービスを要望します。

・事業所：通所施設の整備。今後の卒業生や途中で障害になる方の行き場を、在宅になることがないように増やしていく必要がある。

グループホームの整備。特に身体障害の方、また、障害が比較的重い方の受け入れ先の確保。

障害のある方の所得は圧倒的に低いことから何らかの所得補償が必要。このことを考慮して障害者サービスを考えてほしい。

・事業所：通所先以外での活動について、様々な面で制約がある方が多いので、余暇や生涯学習を支える取組みが増えると良い。講座などは、特に障害者向け以外にも、多様な人が安心して参加できるものを増やしてほしい。移動支援利用の目的も、もっと幅広く自由度があってよいと感じる。

・障害を持つ人にとっての生活の場として、グループホームの存在は大きいと思うが、入所以外に、体験宿泊をできる専用の場所があるとよい。

・利用者の方の負担が増え(交通費や食事提供加算の廃止など)、通所しにくくなることのないよう対策がほしい。

・法人：交通費補助はなくなってしまったが、対象者を府中市在住かつ在勤の方等に絞ってもいいので出してほしい。

就労を希望されない高齢精神障害者の居場所づくり

相談支援事業所は常勤職員1名。今後運営安定のため非常勤1名を増員し、相談を増やしていきたいと考えている。(計画相談事業)

サービス等利用計画の作成とモニタリングの実施によって、指定特定相談事業所の運営に必要な給付費を十分に得られる体制が整っていない。府中市独自の補助金をお願いしたい。

・事業所：作業所利用者、とくに精神障害者は、欠席したときほど時間的、人的に電話相談・訪問相談が必要になってきます。そういった方にリソースが配分できるだけの補助、報酬単価が不可欠だと考えます。

・法人：府中市職員の採用にあたっては、知的障害・精神障害の方々について、積極的に取り組んでいないように見受けられます。例えば、チャレンジ雇用のように、雇用率を確保しながら、雇用促進を図ることはできるはず。「市職員」こそ、率先して雇用してください。

【短期入所】

- ・事業所：重度身体障害者が利用できる共同生活援助事業所が増えてほしい。
- ・事業所：短期入所は特定の利用者の定期的な利用と異なり、不特定に近い幅の広い利用者(当事業所でも契約利用者は 80 名を越えます) が、不規則に利用をします。

支援者は、すべての利用者に対応して適切な支援をし、利用者同士のトラブルや、家庭を離れての不安定な生活を支えます。

そういった体制を確保する（力量のある正規の支援者を確保する）ためには、自立支援法の報酬単価では財源が圧倒的に不足します。

必要な制度・事業のために地域行政(府中市)が財政面から支えてくださることを強く望みます。

【施設入所支援】

- ・重度身体障害者が利用できる共同生活援助事業所が増えてほしい
- ・施設入所支援利用者の移動支援の実施
- ・東京都重度心身障害児（者）通所事業を生活介護で実施する

【グループホーム（共同生活援助）】

- ・相談支援事業 利用者に対する相談支援員の確保が困難な状況
- ・一般就労、移行支援、や自立生活支援には行政が力を入れているが、グループホームに入れている親（家族）＆作業所（支援センター）との年 2 回位の連絡会議か情報交換会の開催を企画して欲しい。親亡き後、兄弟、姉妹から障害の理解不足、認識不足により孤独、疎外の防止。

・グループホームのニーズはまだまだ多く、グループホーム新設時の初期費用などの補助を要望します。

・地域でサービスを利用できないまま引きこもっておられる方は数多くいらっしゃるようです。在宅の方への訪問、相談、医療やサービスへつなげていけるようなアプローチができる支援者のチームがあると良いと思います。そのような支援体制づくりを要望します。

・府中市民の方ではありませんが、子供 1 歳、母親は双極性障害と発達障害、父親はアルコール依存のため同居不可、現在は実家暮らしだが祖父は発達障害等の可能性(未受診のため詳細は不明)、祖母は祖父と母、子供の世話で疲れ切っており、自宅内は絶えず怒号が飛び交い、つかみ合いの喧嘩も絶えず、この先実家に住み続けることは子供の養育環境としても、母親の精神的負担を考えても得策ではない、という方がおられました。

この方はグループホームでの支援が妥当と思われましたが、子供は特に障害児ではないこと(1 歳のため障害があったとしても判断は出ない)、前例がないためという消極的な東京都の回答、また市としても積極的な動きは出ず、その間に定

員が埋まってしまい、見送りとなった方がおられました。

このような制度の対象者としては異例な場合でも、障害者の数も増えてきている中では異例ではなくなっていく可能性も十分に考えられると思われます。そして、上記のような例だけではなく、制度の狭間にいる方など支援を必要としている方に必要な量の提供(供給過多による自立は妨げないように)が行われる仕組みづくりと役所の中でも部署を超えた連携が必要だと思われます。

【計画相談支援】

・事業所：必要なサービスは、相談支援ではない。利用者に直接かかわるヘルパー人材等であり、ソーシャルワーカーはもうたくさん。新しい枠組みを作り、18歳から 22 歳にかけての若者をヘルパー等福祉人材として強制的に働かせ、貢献していくような取り組みを検討してみてもどうでしょうか。

・事業所：福祉用具が購入だけではなく貸与制度があると良い。

・事業所：おむつの種類を見直して欲しい。(高齢者の方のもののほうが良いと聞きます。)

・事業所：必要とされている支給決定量、日数なので、実質的利用できるように事業所数を増やして欲しい。ヘルパー不足の解消する手立てを市としての打開策を立てて欲しい。

・事業所：将来も地域生活を望んでいる方は多く、この府中市に住みたいと思っている。親が高齢になっても支えられるような本格的な仕組み作りが必要である。

・事業所：市独自のグループホームの体験利用ができる施設を創設する。

・事業所：地域移行を速やかに進められる生活訓練のできる場の開設。

・事業所：障害者やその家族が気軽に相談や時間を過ごせる居場所を作って欲しい。障害者だけに限らずに生きづらい方々の場所があると良い。

・事業所：当事業所でも、高齢の親と障害者の所帯が増えている。いわゆる老障所帯の支援の必要性をととても感じる。高齢の親のヘルパーとその子のヘルパーとの連携は、必要不可欠である。縦割り支援とならないように臨機応変に対応できる仕組み作りが必要である。

・法人：交通費補助がなくなってしまったが、対象者を府中市在住かつ在勤の方等へ補助を

お願いしたい。(就労移行支援・就労継続支援B型)

・法人：就労を希望されない高齢精神障害者の居場所づくり(就労継続支援B型)

・法人：当事業所は現在常勤職員1名、今後運営を安定のため非常勤職員1名を増員し、相談を増やしていきたいと考えていきたいと考えている。

・法人：サービス等利用計画の作成とモニタリングの実施によって特定相談支援事業所が運営に必要な給付費を十分に得られる体制が整っていない。府中市独自の補助金をお願いしたい。

・事業所：モニタリング頻度を必要に応じて柔軟に決め、事業所が本人へのきめ細かい相談支援を実施しやすい体制を市としてバックアップしていただきたい。

また、計画相談支援事業所への研修を市と事業所連絡会が一体となって企画していったほしい。

- ・事業所：マンパワーが不足している。現在の福祉職は専門性が増し、高いスキルが求められるため、ボランティア頼みの運営はむずかしい。市民誰もが参加し、その人のできる事を活かして市の仕事を分担させる「市民協働」というのなら、コーディネータが絶対的に必要だがその技術を持つ職員をそこにまわせない現状がある。

- ・事業所：利用計画を作成して、サービス提供できる事業所、移動支援等福祉人材が不足している。十分なサービスの提供（質・量ともに）ができるようにしてほしい。

【地域定着支援】

- ・地域定着支援の実施件数が少なすぎるため、もっと支給決定数を増やし、ケーススタディを集めることが必要である。

【移動支援】

- ・移動支援サービスを利用されている方の中には愛の手帳（障害者手帳）をお持ちでない方もいらっしゃいますので同じ施設に行っても割引にならないのは不公平な気がします。

- ・移動支援はその援助の性質上開始場所と終了場所が異なることがまあり、自転車等で開始場所にヘルパーが訪問した場合は終了後開始場所に戻り自転車等を回収しなければなりません。もちろんヘルパーが開始場所に戻るための時間は報酬上評価されていないため、事業所が負担するかご利用者に自費で負担いただくかのいずれかとなります。そのため、事業所負担の場合は事業所が引き受けることを躊躇したり、逆に自費負担が発生する場合は経済的余裕のない方だとせっかく支給決定が下りていても実質的にサービスを利用できないことも生じます。

- ・片道であることが明らかなサービスについては、片道加算としてヘルパーが終了場所から開始場所へ戻るために必要な時間に対してせめて最低賃金が払える程度の報酬を手当てしていただくことを、ぜひ検討していただきたいです。

【地域活動支援センター】

- ・就労継続支援 A 型の作業所が少ないので、増やすことは出来ないか。
- ・高齢障害者に対応出来る GH を作ることは出来ないか。
- ・府中市内で地域活動支援センターの事業を実施していないが、プラザと同様に障害者の居場所となっている活動をしている団体がいくつかある。そうした場をより安定的に運営し存続させるため、府中市としての補助を期待したい。

【日中一時支援】

- ・重度身体障害者が利用できる共同生活援助事業所が増えてほしい

- ・日中一時支援は特定の利用者の定期的な利用と異なり、不特定に近い幅の広い利用者(当事業所でも契約利用者は 80 名を越えます) が、不規則に利用をします。

- ・支援者は、すべての利用者に対応して適切な支援をし、利用者同士のトラブルや、家庭を離れての不安定な生活を支えます。

- ・そういった体制を確保する(力量のある正規の支援者を確保する)ためには、現在の報酬単価では財源が圧倒的に不足します。

- ・必要な制度・事業のために地域行政(府中市)が財政面から支えてくださることを強く望みます。

【児童発達支援】

- ・幼児期から就学に向けて、保護者は大きな悩みを抱えます。その不安と期待をもって就学するのですが、就学後に「学校とうまくいかない、悩みを伝えきれない、通級のままでいいのか」など生活一般について幼児期とは異なる悩みや不安を抱える場合も少なくありません。就学後に学校と連携した相談支援機関(窓口)が必要ではないでしょうか。また、教育員会がその役割を担ってくださると助かる方多いと思います。

- ・小児期等発達支援に関する「市民啓発事業」は、保護者や市民にとって「発達障害」の正しい理解のため不可欠です。

【医療型児童発達支援】

- ・事業所：保護者 1 人で外出させるのが難しい障害児者がいる。外出のための支援を整えてほしい。(居宅介護、移動支援)

- ・ほとんどサービスを受けず、家族だけと過ごしている障害児者がいる。そのような人々を把握して、適切なサービスにつなげられる働きかけを期待したい。(相談支援?)

- ・福祉分野だけでなく、関連する保健、子育て、高齢、教育等々との連携を進めてほしい。

- ・福祉サービス、補装具、日常生活用具すべての支給決定について、年齢等で一律に決定するのではなく、個々の人や家庭の状況を踏まえて判断してほしい。また、意見書や診断書作成の協力はするが、医師の負担にならないよう配慮いただきたい。

- ・市の施策、方針等が変更された場合、保護者や障害者ご本人には通知されていると思うが、事業所にも知らせてほしい。

【放課後等デイサービス】

- ・事業所：自立ができるよう 就労支援の充実が必要と考える

- ・福祉サービスは、種類や手続きが複雑に過ぎると、利用者本人が使いこなせず、高齢の利用者家族には理解が難しくなってしまう。

- また、放課後等デイサービスなどのように、保護者と利用者が別の場合は、保護

者の都合が優先されがちになってしまう。

相談支援事業所が、専門家の視点を持って、将来の自立へと繋がるように、学校・病院・各事業所との支援会議を必ず実施できるように、相談支援の報酬を厚くして、専門性を高めて欲しい。

・障害のある方が生まれてから亡くなるまでの間、途切れない支援体制というものがまだできあがっていないと感じる。

・年齢によって、困りごとの内容によって、どこに相談に行けばいいのかわからないという意見を聞く機会がまだまだ多い。

・ワンストップの支援窓口システムがあると良い。

・医療ケアの有無で受けられるサービスの差をなくしてほしい

・医療ケアがあっても日中一時支援を受けられるような体制をとってほしい。

・手を挙げている事業所があるのだから、そこを認めてほしい。

【障害児相談支援】

・身体障害の方への外出支援。身体手帳保持で居宅介護の支給決定のみ。移動支援を取得できないのでヘルパーと外出することができない。

・必要性があるにも関わらず利用することができないので困っている声を多く聞く。

【保育所等訪問支援】

・事業所：保育所等訪問支援事業の開始に際しては、ご協力をいただき、感謝している。今後は幼稚園や学校等への訪問支援の可能性があるので、教育関係の部署との連携がとれるようご協力いただきたい。

(3) 利用者や家族から寄せられた意見、要望（問19）

【居宅介護】

・肢体不自由、難病をお持ちの利用者より“余暇のための外出（散歩、社会参加等）を希望されますが、現行法では対応できるサービスがありません。”とのこと。例）多発性硬化症の利用者は主婦でもある。ヘルパーの支援により日常生活を送れているが、近所のスーパーに行き自分の目で見て季節のものを買いたい。ATMで記帳を自分で行いたい。が、移動支援等利用できるサービスがなく引きこもる日常を送っている。

・サービスがあってもヘルパーが不足していたら使えない、ヘルパー不足をなんとかしてほしい

・痰の吸引と胃ろうを希望したときに、出来るようになるまでが長すぎる。（研修を受けたり書類をそろえたりで数ヶ月～一年近くかかる）

・法改定の時に利用者(ご家族)への事前説明会は開催されるのか。法改定があっても「何がどうなった」のかいつも解らないという声を聞いたことがある。

・成長期の方や進行形の障害者の方の場合、その時その時の体の状態に合わせて支援をして欲しい。

【重度訪問介護】

・体がだんだん動かなくなっていくので車イスからの移乗、風呂での洗浄等気をつけてほしい。

・買い物、娯楽に時々行きたい。

・部屋の掃除、台所の片づけをきちんとしてほしい。

・地域参加を続けたい。

・利用者からヘルパーに対して言われた内容「体調が悪い時は色々聞かないでいつも通りに掃除をして」と言われましたが、「勝手は出来ないので困る」と言われます。

・重度訪問介護で、入院時に慣れているヘルパーを付けられないのは辛いという意見がありました。例えば、体位交換といったひとつの介助内容においても練習が必要で、看護師では対応できない部分があるということでした。

・移動支援において、愛の手帳や精神疾患がなくてもサービスが出来るようにしてほしい。

身体不自由ご用者様より希望がある。

【同行援護】

・介護保険のサービス内容が、厳し過ぎるといわれた事があります。（何人かに）もう少しできる内容を多くしてほしい。

【行動援護】

・成長期の方や進行形の障害者の方の場合、その時その時の体の状態に合わせて

支援をして欲しい。

【生活介護】

・主な介護者が働いている場合等、夕方の一時的なニーズがある。但し、これは家族、支援者のニーズであり、必ずしも本人が望むとは限らない。東久留米市等で試行され始めている、アフターファイブや土日等の余暇的支援を支える仕組みが望まれている面もあり、重い障害の方には、365日の生活介護支給決定で土日は他の生活介護で余暇的活動ができるといった形も望む声がある。

その他、入浴に関する要望がある。これもどちらかと言えば、家族、支援者のニーズであり、平日の日中に入浴する形態は決してノーマルな暮らしぶりとは言いがたい。本来的には日中活動以外できちんと支援が担保されることが望ましいが必ずしも支援が届いていない場合がある。

- ・日中活動の充実
- ・利用者に対する専門性の高い支援の提供
- ・健康維持のための活動の推進
- ・バリアフリー化、工賃（支給金）の増、健康維持のための活動の推進
- ・運動の機会の確保を要望されるご家族が多い。
- ・車椅子の利用者が多く作業の資材が多いと作業場が狭く感じる。利用人数が多く狭い。
- ・トイレが現状3カ所だが、待つことが多い。
- ・工賃がもっと欲しい。
- ・職員にもっと話を聞いて欲しい。
- ・親亡き後の対応について、仕組みづくりが急務だと思います。課題は多いと思いますが、事例集や勉強会等があると、保護者や支援者（相談支援専門員含む）はイメージしやすいと思います。

【就労継続支援（A型）】

- ・利用者の方からは、引き続きこの事業所を続けて欲しいと要望されています。

【就労継続支援（B型）】

- ・工賃の支払についてのしくみが少し複雑で、わかりづらい。額面としてはもらえていると思う。
- ・期限のないグループホームの設置。親亡き後の事を心配しての発言でした。
- ・府中市より、公園清掃を委託されております。その委託料は、利用者の工賃になります。利用者はその工賃を生活費に充てて、生活しています。その委託料が毎年減額されると聞いております。利用者からの要望として、これ以上委託料を下げないで欲しいという切実な要望が出ています。
- ・一般就労したい人は当事業所には数少ないが、なかなか受け入れ先が少なく困っている。

- ・利用料がかかり負担が大きい。
- ・親亡き後に安心して生活できる場や仕組みを充実させてほしい。
- ・工賃額から考えても、交通費が自己負担になると負担感が大きい。
- ・より多様な障害状況の人が利用できるようにしてほしい。社会資源として施設の数や受入れ可能な空き状況が少なく、「選択」といっても実質選択の余地がない。

- ・安心して通い、店としても集客に繋げられる活動場所が必要
- ・介護保険制度も利用しデイサービス（予防通所リハ）に週2回通い、残りを就労継続支援 B 型に通われている60代の方が、働けるとは思っていないが、介護保険を利用すると要支援のため通えるところが少なくまた年齢的に自分は若すぎて話が合わないからどうしたらいいかと相談を受けた。

死ぬまで当施設に通いたいと言っている方が複数いる。実際市内転居や入所施設退去の際も作業所にずっと通いたいから、作業所から歩いて通所できる所を探すケースが多い。よって公共交通機関を使わずに通所している方の割合が比較的高い。

- ・利用者：夜間、休日の電話相談 家族：社会資源の相談
- ・府中市には、都立の特別支援学校が2つもあり、本来もっと障害児・者に対する理解や関心が高くてもよいはずだが、なぜだか、特色ある作業所や法人が育っていない。長年の疑問と同時に、地域社会の理解の低さを感じる。地域性は、どんな場合でも重要で、影響は大であると考えられる。府中市障害者福祉課の姿勢が問われる今こそ、だからこそ、新市庁舎に福祉のシンボルとなるカフェや売店、食堂等、市が率先して進めてほしい。

【短期入所】

- ・現在の利用回数よりもたくさん利用したい。現在の利用日数よりもたくさん利用したい。
- ・家庭と短期入所の送迎をしてほしい。
- ・緊急時に速やかに受入をしてほしい。
- ・医療的ケアを実施してほしい。（現在も受けてはいますが、まだ希望の一部です）
- ・強度行動障害があっても安心して預けたい。（現在も受けてはいますが、まだ希望の一部です）

【グループホーム（共同生活援助）】

- ・「健康の為、体重を減らして欲しい」「通勤途中の買い食いをやめさせて欲しい（ドリンクは良い）」「テーブルマナーを指導して欲しい」「聞き分けが無い」「夜遊びを注意して欲しい」等々、注文はありますが、私共は、いつも申し上げます、せめて「3、4年預けて下さい」そうすれば、かなり良い結果が出るはずですよ。
- ・一人暮らしは難しいと思われる人が支援者のもとでずっと住み続けられる、滞在型のグループホームがほしい。

- ・自宅の生活から、いきなりグループホームへの移行はハードルが高いため、短期入所のような形で、自宅以外の場所で過ごす練習ができるところがほしい。
- ・在宅で生活していると、なかなか福祉サービスの情報が入ってこない。
- ・エアコンが 3 時間で自動に切れる設定になってしまっているため、なんとかして欲しい。(賃貸管理業者が設定しているため、こちらでは変更出来ず。また、設定の変更の費用が多額なため、当法人としては難しい)

【計画相談支援】

- ・医療的ケアの必要な重症心身障害児者を対象とするヘルパー事業所が不足しているため必要な介助を得ることが困難。
- ・一部、カニューレフリーという状態の方になるとさらに介助を得ることは皆無で、父母の負担が解消されない。
- ・女性介助者が不足しており、生活の質が十分担保されない。
- ・移動支援事業所に 2 ヶ所も契約しているが、ヘルパーさんが不足していて希望の日に出掛けることができない。
- ・土日に余暇として出かけたが、ヘルパーさんが足りなくて、派遣ができないと断られた。時間数は支給されているのに使えない。
- ・移動支援を利用して楽しみにするようになってきたのに、コンスタントに利用できないと、自閉傾向のある息子は期待してしまい、かえって混乱することもあり、サービスをあきらめざるを得ない状況になってしまう。早くサービスが安心して利用できるような社会になってほしい。
- ・家の中の掃除を介護保険で母の掃除をしてくれるが、障がいのある娘の部屋はしてもらえないため（娘の居宅介護は支給されないため）充分ではない。
- ・自立に向けて、グループホームを探しているが、市内に重度のグループホームができないため、困っている。
- ・市内に住んでいたが、わずかに移動しただけなのに、隣の市になってしまい、日中活動先は府中市なのに、府中市の短期入所が使えなくて残念である。本人にしてみれば、住み慣れた府中市なので府中市の短期入所が使いたい。今更、まったく知らない隣の市の施設利用は本人の納得が難しい。知的障害故に理解の難しさを考慮したサービスの提供のしくみが欲しい。
- ・知的障害者は、理解や馴染みに時間がかかる障害の特性があるのだから、自立した地域生活の実現には時間がかかる。そのための自立訓練できる体験型の生活支援施設があると良い。
- ・定期的な相談ができる安心感がある。
- ・短期入所は予約がなかなかとれず、利用しづらい。
- ・移動支援のヘルパーがなかなか見つからない。
- ・サービスを利用しようと思っても、対応してくれる事業所が少なかったり、なかったりする。特に移動支援事業所・日中一時支援事業所は減っている。
- ・家族が体調を崩したりした時に、サービスがすぐに使えるとよい。

・就労支援についても、支援を必要としている障害者の増にあった、専門機関や相談員が少ないこと。

【地域移行支援】

- ・土日、朝夕のヘルパーが見つからない。
- ・グループホームで土日は家に帰らなければならない、その際の支援がなくて困っている。
- ・行動援護・同行援護の時間数は、移動支援より生活に必要な支援なので 30 時間以上にしてほしい。

【地域定着支援】

- ・必要時の緊急対応をできるかぎり迅速に実施できるよう心がけている。

【移動支援】

- ・ある利用者のご家族の方は「障害を持って生まれて来たので、自分だけではどこにも行けないので出来る限り色々な所へ連れて行って下さい。」と言われお連れすると利用者は「カラオケ・映画に行きたい。」と言われ両者がまったく違う意見なので行き場所を決めるのが難しい
- ・ヘルパーの人数を増やしてほしい。(ヘルパーが休みの場合時間変更をお願いする時がある為)

【地域活動支援センター】

- ・移動支援で学校送迎を行って欲しい、というご家族からの要望は多い。

【日中一時支援】

- ・現在の利用回数よりもたくさん利用したい。
- ・送迎をしてほしい。
- ・緊急時に速やかに受入をしてほしい。
- ・医療的ケアを実施してほしい。(現在も受けてはいますが、まだ希望の一部です)
- ・強度行動障害があっても安心して預けたい。(現在も受けてはいますが、まだ希望の一部です)

【児童発達支援】

- ・今のサービスを継続して欲しい
- ・幼児期までのフォロー体制の流れはあるが、就学して以降、継続して相談できる場がなく、非常に不安。
- ・早くあゆの子を中心として、子供を継続してみてもらえる施設が欲しい。
- ・取り組む方向でとはよく聞くが、早く動いてくれないと、自分の子どもは大人になってしまう。

・就労の支援まで同じ法人で行ってくれているので、流れを見てくれていて安心感がある。

【医療型児童発達支援】

- ・医療的ケアがある人（児童・成人とも）が利用できる施設が通所も入所も少ない。重症心身障害児者が対象の施設は移動が可能になると医療的ケアがあっても利用できないことが多い。医療的な対応ができる施設が増えるよう、報酬改定への働きかけ、市独自の補助を検討してほしい。
- ・短期入所や日中一時支援が可能な施設が少ない。他市で実施しているような、施設の定員を確保するような市の施策を検討してほしい。
- ・災害時の電源の確保や避難方法に不安がある。

【放課後等デイサービス】

- ・送迎の時間指定 朝自宅に８：００、帰り１７：００等 夏休みの営業時間は８：００～１７：００、サービス提供時間は９：００～１６：００となっていますが、できるかぎり対応しています。
 - ・他にも教室をふやしてほしい
 - ・もっと利用したい
 - ・なかなか利用できない（人が多い）
 - ・色々な場所に連れ出して欲しい
 - ・体験をさせて欲しい
 - ・日々新しいことを考えています。
 - ・自宅までの送迎（オンリーワンでは、お迎えをお願いしているため）
 - ・当事業所が常に定員を満たした状態で、新規児童の受け入れが難しいことや、一人のお子さんの利用回数を増やせないため、「今すぐにも利用したい」とか「利用回数を増やしたい」などを要望をいただくことが多い。
- それについては、施設の広さの問題もあり、定員を増やすという対処は困難である。

また、第二教室のように事業所自体を増やすという対処法については、初期費用がかかりすぎてしまうことと、専門的なスタッフの養成に時間と費用がかかってしまうことから、こちらも簡単に実施できることではないため要望に応えることが難しい状況である。

・ショートステイもとりづらく、外へ出ていく機会も少なかった兄弟たち、私たち両親の受診～おでかけが、デイケアで楽しく預かって頂くことによりできるようになってとても嬉しいです。本人も毎回行く時や前日も、楽しみだと言っているように目をあわせて伝えてくれているようです。兄弟たちの保護者会などのお預かりを柔軟に対応していただき助かっています。また、送迎が始まり信じられないほどです。子どもの成長とたくましさも感じています

・安心して子どもを託すことができる場所を運営していただいて本当に感謝しています。

人気がありすぎて予約が難しくなっていてそれは仕方がないのかなと思います
が、設備や場所のサポートがあれば違ってくるのでしょうか。

・今、高校1年生ですが、生活介護事業への移行（拡張）にも大変期待しています。
その際には、是非場所のサポートをお願いしたいです。（保育園の跡地とか、
従来の施設の再利用ができるような方法があると良いと思います。ぜひ。）

・当事業所は、医ケアのある重心の子を持つ親にとっても子ども本人にとっても、
貴重で大切な場所です。子どもは世界が広がり生きがいを見つけられ、親にとっ
ては安心して預けられることで初めて自分の時間を持てるようになります。ど
うぞ今後ともご支援くださいます様お願いいたします。

当事業所のような（医ケアのある重心の子を安心して任せることのできる施設）
は足りません。放課後デイに限らず事業拡大等の要望があれば既存の制度に縛
られることなく、柔軟なご支援をいただけますことを願っています

【障害児相談支援】

- ・卒後の通所施設がほとんどなく、とても不安。
- ・短期入所は予約がなかなかとれず、利用しづらい。
- ・移動支援のヘルパーがなかなか見つからない。